

住宅確保要配慮者入居相談マニュアル



福井県居住支援協議会

平成31年3月作成
令和6年3月最終改正

目次

I 導入編

1. マニュアル策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1
2. 新たな住宅セーフティネット制度について・・・・・・・・ I-2
3. 要配慮者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-5

II 相談マニュアル編

- 相談の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1
- 要配慮者の抱える課題と対応策・・・・・・・・ II-5
 1. 物件が見つからない・・・・・・・・・・ II-6
 2. 保証人がいない・・・・・・・・・・ II-8
 3. 家賃の支払いに不安がある・・・・・・・・ II-9
 4. 入居時にまとまった資金の準備が難しい・・・・・・・・ II-10
 5. その他、物件選びの参考となる情報・・・・・・・・ II-12
 6. 自立した生活が難しい・・・・・・・・・・ II-13
 7. 日常生活でサポートが必要・・・・・・・・ II-15
 8. 日常生活でのトラブルが不安・・・・・・・・ II-21
 9. 緊急時の対応・・・・・・・・・・ II-24
- 参考 主な要配慮者が抱える課題と対処方針・・・・・・・・ II-25

III 付録編

1. 福井県居住支援協議会について・・・・・・・・・・ III-1
2. 居住支援法人の一覧とその概要・・・・・・・・ III-2
3. 福井県セーフティネット賃貸住宅協力店一覧・・・・・・・・ III-9
4. 公的賃貸住宅一覧・・・・・・・・・・ III-12
5. 家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧・・・・・・・・ III-27
6. 市町別相談窓口等一覧・・・・・・・・・・ III-32
7. 高齢者入居施設等一覧・・・・・・・・・・ III-59
8. 障害者支援施設一覧・・・・・・・・・・ III-70
9. 基礎データ・・・・・・・・・・ III-75
10. 住宅セーフティネット制度に関するQ&A・・・・・・・・ III-79

1. マニュアル策定の目的

近年、65歳以上の単身高齢者が今後10年で100万人増加すると予測されるなど、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方。以下、このマニュアル中では「要配慮者」とします。）の増加が見込まれる中、要配慮者の方々が安心して住まいを確保していくには、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットを構築していく必要があります。

一方、福井県では、持ち家率が高く、公営住宅の空きもある状況ですが、今後も要配慮者が増加すること、および要配慮者の住まい探しの多様なニーズに対応していくためにも、早期に対策を講じることが必要です。

福井県居住支援協議会では、要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援するため、行政機関および関係団体との連携体制の構築を図る活動を実施しています。

そこで、福井県内における要配慮者の状況（属性、地域性、課題、ニーズ等）を把握し、要配慮者の住まい探しの円滑化を図るため、不動産事業者や行政機関の相談窓口での対応の流れや、居住支援を行う団体の情報等を整理した相談マニュアルを作成しました。

本マニュアルは、要配慮者の方が民間賃貸住宅等への入居にあたり抱えている課題ごとの対応方法を示すと共に、相談先やQ&Aを紹介していますので、相談を受けた際の対応ツールとしてご活用くださるようお願いいたします。

2. 新たな住宅セーフティネット制度について

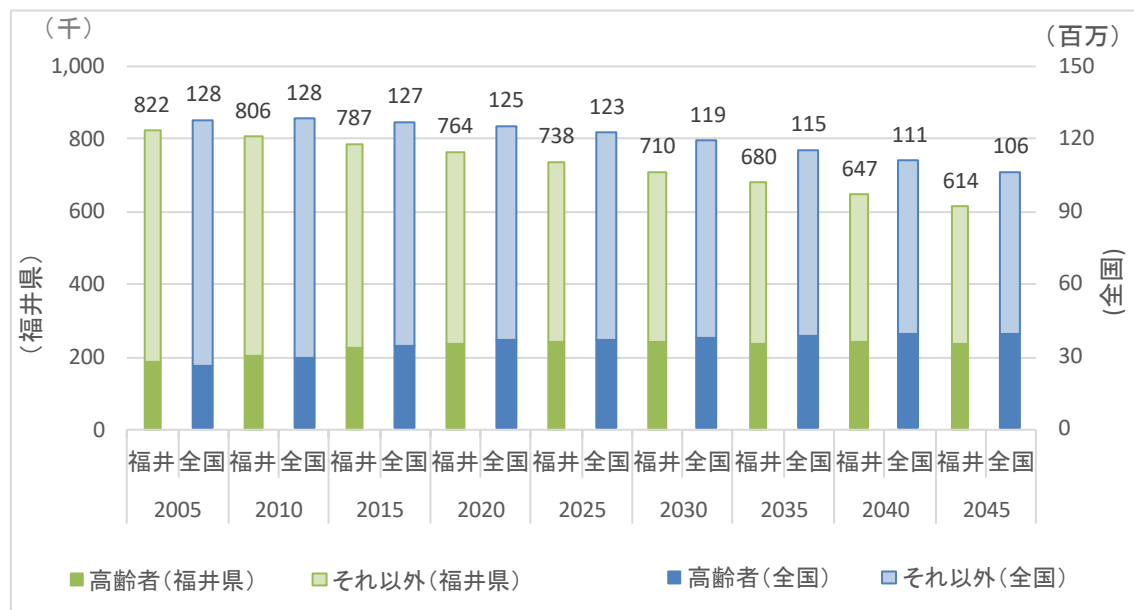
(1) 制度の背景

日本の人口は、2010年をピークに減少傾向にあります。高齢者等の要配慮者は今後も増加する見込みです。民間賃貸住宅の大家の中には、貸し部屋での事故や孤独死、騒音の不安等から要配慮者の入居に拒否感を持つ人もいます。

一方で、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方に供給してきましたが、立地条件など要配慮者のニーズに対応できない場合があります。また、民間賃貸住宅市場では、空き家・空き室は増加しており、中には活用可能なものもあります。

こうした環境の変化に対応していくために、平成29年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、このマニュアル中では「法」とします。）」が改正され、今後は、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅だけでなく、民間賃貸住宅を含めて、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の方の安定した居住の確保を図ることが必要とされています。

今後の人口推移



国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）、国勢調査より作成

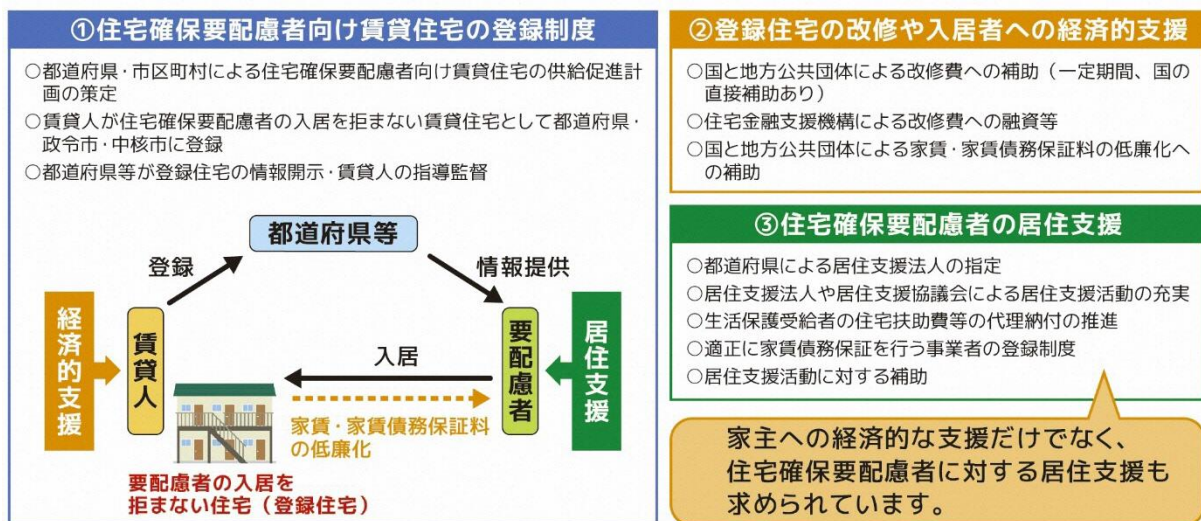
(2) 制度の目的

要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

(3) 制度の概要

新たな住宅セーフティネット制度では、①要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③要配慮者に対する居住支援の3つの大きな柱から成り立っています。

(新たな住宅セーフティネット制度の概要)



① 要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

賃貸住宅の賃貸人の方は、要配慮者であることを理由に入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市にその賃貸住宅を登録することができます。都道府県等では、その登録された住宅の情報を、要配慮者の方々等に広く提供します。その情報を見て、要配慮者の方々、賃貸人の方に入居を申し込むことができるという仕組みです。

② 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援

新たな住宅セーフティネット制度では、登録住宅の改修支援と、入居者の負担を軽減するための支援^注（家賃の補助、家賃債務保証料の補助）があります。

注 令和4年3月末時点では、家賃の補助および家賃債務保証料の補助は未実施です。

③ 要配慮者に対する居住支援

都道府県は、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証等の業務を行う者を、居住支援法人として指定することができるようになりました。

また、生活保護受給者の代理納付の手続きや家賃債務保証を行う事業者の登録制度なども始まっています。

(主な用語の解説)

用語	概要
登録住宅	<p>○法に基づき、要配慮者の入居を拒まないものとして、都道府県・政令市・中核市の登録を受けた住宅です。</p> <p>○賃貸住宅を登録する際には、その規模や構造等について一定の基準に適合する必要があります。</p> <p>○なお、登録の際には、入居を拒まない要配慮者の範囲を定めることも可能です。</p>
居住支援協議会	<p>○法に基づき、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会です。</p> <p>○要配慮者に対し住宅情報の提供等を行うことで、円滑な入居の支援を実施します。 (福井県居住支援協議会についてはⅢ-1 参照)</p>
居住支援法人	<p>○登録住宅に入居する方への家賃債務保証や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として、都道府県が指定した法人です。</p> <p>■居住支援法人の指定を受けることができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む） ・社会福祉法人 ・居住支援を目的とする株式会社等 <p>(福井県で指定した居住支援法人についてはⅢ-2 参照)</p>
協力店	<p>○福井県セーフティネット賃貸住宅協力店（以下、このマニュアル中では「協力店」とします。）制度に基づき、福井県居住支援協議会に届出をした不動産関係事業者です。協力店は下記①～④を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間賃貸住宅に入居を希望する要配慮者に対し、要配慮者であることを理由に媒介を拒否したり、媒介の条件を著しく不当なものとしません 2. 他の「協力店」と連携して要配慮者の円滑な入居に努めます 3. 行政機関等からの要配慮者の賃貸住宅への入居に関する相談等に対応します 4. 要配慮者の相談状況等の報告に協力します

3. 要配慮者の現状

(1) 要配慮者の一覧

法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下、このマニュアル中では「省令」とします。）により、要配慮者は以下のように定められています。

	名称	概要
法	低額所得者	収入が 15.8 万円を超えない者（公営住宅の入居収入基準を定めるときに参酌することとされている額）
	被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限り、）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者 ・災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
	高齢者	60歳以上（法律に規定は無いが、改修支援等の補助事業の対象となる高齢者は、60歳以上の者とされています。）
	障がい者	「障害者基本法」第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）
	子どもを養育している者	子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者
省令	外国人	日本の国籍を有しない者
	中国残留邦人	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
	児童虐待を受けた者	「児童虐待の防止等に関する法律」第2条に規定する児童虐待を受けた者
	ハンセン病療養所入所者等	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
	DV被害者	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（略称：DV法）」第1条第2項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの イ DV法第3条3項第3号の規定による一時保護又は第5条の規定による保護が終了した日から5年を経過していない者 ロ DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
	北朝鮮拉致被害者等	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等
	犯罪被害者等	「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に規定する犯罪被害者等
保護観察対象者等	「更生保護法」第48条に規定する保護観察対象者 「更生保護法」第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者 「売春防止法」第26条第1項に規定する保護観察に付されている者	

省令	生活に困窮する者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係者その他の事情により、現に経済的に困窮者、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者で、「生活困窮者自立支援法」第3条第2項第3号に規定する事業による援助を受けている者
	東日本大震災による被災者	東日本大震災等の非常災害により滅失もしくは損傷した住宅に居住していた者、又は災害救助法が適用された区域等に住所を有していた者。ただし、東日本大震災については、災害の発生した日から起算して10年間を経過していない者に限ります。

また、福井県賃貸住宅供給促進計画（令和4年3月策定）で定める者として、国の基本的な方針に示されている以下の対象者を追加しています。

- ・ 海外からの引揚者
- ・ 新婚世帯
- ・ 原子爆弾被爆者
- ・ 戦傷病者
- ・ 児童養護施設退所者
- ・ LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
- ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

(2) 福井県における主な要配慮者の概況

① 高齢者

高齢者の人口は増加が続いており、2020年には234,933人となっています。また、高齢化率は30.6%となっており、全国平均(28.6%)より高齢化が進んでいます。

② 障がい者

障害者手帳の所持者は、平成24年度末と比べてほぼ横ばいになっており、令和3年には、身体、知的、精神の3障がい合計で50,238人となっています。

③ 外国人

外国人の数は、平成25年と比べて約4千人増加しており、令和3年には15,284人となっています。

④ ひとり親

ひとり親世帯は平成24年以降、世帯数、世帯割合ともほぼ横ばいになっており、令和元年には6,842世帯(推計)となっています。

(3) 居住支援に関する相談窓口へのヒアリング結果

① 市町の公営住宅窓口

入居相談は、単身高齢者や母子世帯が特に多いことが共通して見受けられます。また、住戸の空きが無いので受け入れできない、住戸に空きはあるが単身用が不足しているなど、市町毎に、要配慮者の受入れに課題があることが分かりました。

② 福祉関係窓口(市町の福祉関係課、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会等)

住まいに関する相談については、個々に不動産事業者と直接交渉するケースもあるようですが、対応に苦慮するとの意見が多く、特に対応困難なケースとしては、経済的困窮や保証人がいない等が要因として多くありました。

また、福祉関係の窓口で対応する相談は、住まいに限らず、病気・障がい・就労・地域・家族・虐待など様々な要素を含んでいることが分かりました。

(4) 不動産事業者へのアンケート結果

不動産事業者の窓口では、特に高齢者や母子世帯等から多くの相談があり、成約に至らなかった場合の理由として、保証人がいないことや、支払える家賃の制約、バリアフリーの問題などが挙げられるなど、要配慮者が入居に向けて課題を抱えていることが分かりました。

(5) 居住支援法人等へのヒアリング結果

要配慮者は課題を抱えているものの、必要な手助けを行うことで、賃貸住宅への入居が実現している事例がいくつもあることが明らかになりました。

■ 相談の流れ

(1) 相談の流れ

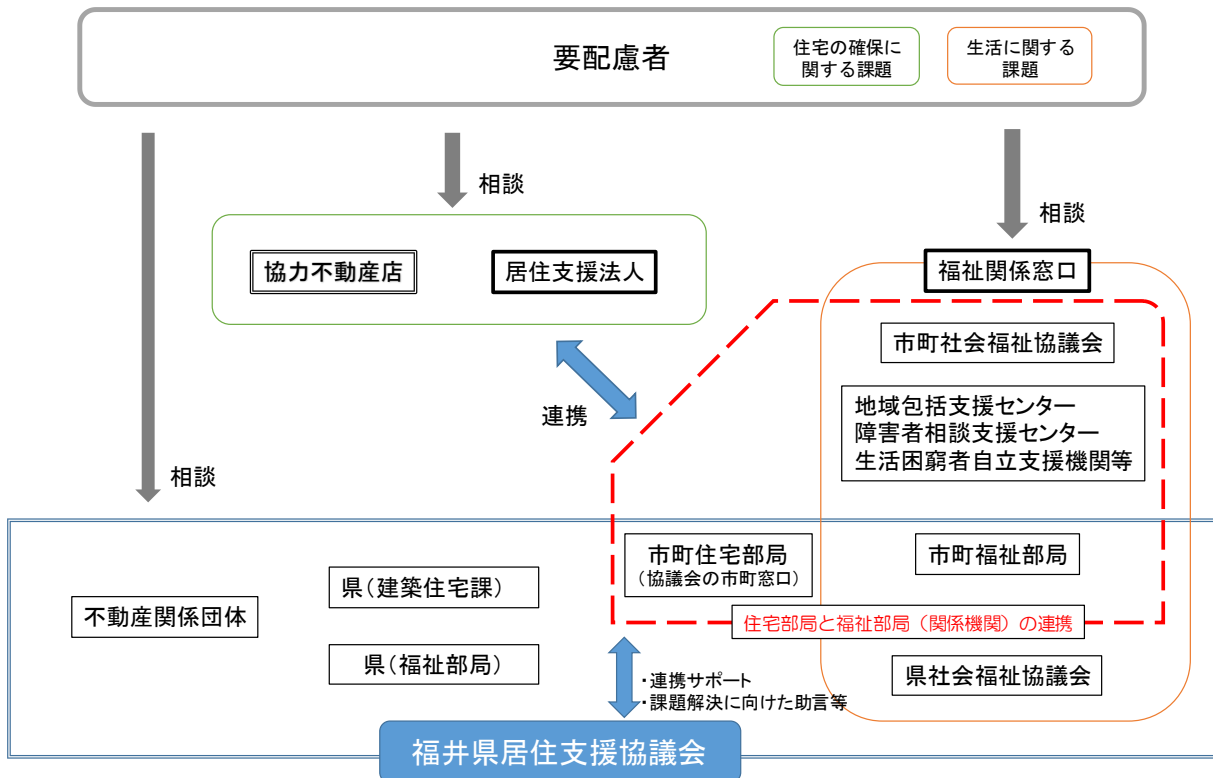
要配慮者の方は、一般の方以上に安定した住まいの確保に向けて様々な課題を抱えていることから、現在置かれている状況や、住まいに求める条件、入居後に日常生活に必要な支援内容などについて丁寧に確認する必要があります。

また、要配慮者には、例えば「貧困の問題」など、緊急に解決すべき問題が優先され、潜在的に抱えている「住まいの問題」が見えていない場合もあるため、丁寧な問いかけにより、課題を明らかにするように心がけましょう。

色々手をつくしても住まいが見つからない場合には、福井県居住支援協議会の市町の窓口にご相談ください。住まいの確保に向けて、関係者が協議して解決策を検討します。

住宅セーフティネットの構築に向けては、住宅部局と福祉部局の連携が非常に重要です。関わる主体ごとに、できることに取り組みましょう。

(相談の流れ)



(要配慮者の円滑な入居を図るために各主体が取り組むべきこと)

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の円滑な入居には支援に携わる関係者間の協力が重要です。関係者から相談があった際は、お互いに積極的に関与するよう努めて下さい。 ● 要配慮者の相談窓口となる方の変更は最小限にしましょう
住宅担当部局が取り組むべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅部局と福祉部局との連携体制の構築 ● 不動産事業者等への協力依頼や情報提供 ● 不動産事業者への住宅セーフティネット制度の周知
福祉担当部局が取り組むべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口における要配慮者の実態の把握 ● 住宅部局との連携強化 ● 福祉事業者等への住宅セーフティネット制度の周知
不動産事業者が取り組むべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住支援協議会、居住支援法人および福祉関係機関等との連携強化 ● 要配慮者の円滑な入居に向けた不動産事業者間での連携 ● 賃貸人に対する住宅セーフティネット制度の周知

(2) 相談シートの活用

要配慮者が抱える「住まいの問題」は、その方の「暮らし」全体の問題と関係しているため、「福祉」と「不動産」の分野が連携することが重要であるほか、「教育」「就労」などその方の「暮らし」に関連する様々な分野との連携が必要です。

そのため、相談に乗る際には、相談者の情報をできるだけ幅広く把握して、他の分野の専門家等と連携できるよう情報が共有できることが必要です。次ページ以降の「相談シート」も活用して情報を把握することが有効です。

相談シートの利用にあたっての注意点

- 相談シートの内容には要配慮者の個人情報が含まれています。個人情報の取り扱いについては事前に各相談窓口において説明していただき、承諾を得ておいて下さい。
- 相談シートは、居住支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報を共有するためのものですが、具体的な情報共有先についても相談者の方に伝えるようにしましょう。
- メールやFAX等で送付する際には、送付先に誤りがないか複数の者で確認することやテスト送信などにより、誤送信が無いようにして下さい。

(相談シートの記入例(表))

取扱注意

福井県居住支援協議会 相談対応機関(店舗)名: _____
 入居相談支援シート 相談対応者: _____
 連絡先: _____

●支援者間での申し伝え事項

・現在住んでいる建物が来月取り壊されることになり、家主より退去を強いられています。
 ・ご本人でも何度か不動産屋の窓口に相談に行ったそうですが、断られてしまっている状況です。
【福祉関係機関⇒不動産事業者の例】・入居可能な物件の情報提供をお願いします。
【不動産事業者⇒福祉関係機関の例】・利用できる支援制度の情報提供をお願いします。大家さんが、孤独死を心配しています

●入居者の基本情報

ふりがな	ふくい たろう		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名	福井 太郎			
国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他()	母国語	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他()	
住所	(現住所)福井市〇〇丁目〇〇 (住民票上の住所)同じ			
連絡先	(電話)0776-〇〇-〇〇〇〇 (メール)なし	生年月日	□大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 20年 3月 3日 (74歳)	
持病	<input checked="" type="checkbox"/> 有(高血圧) <input type="checkbox"/> 無	ペット	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	
嗜好品等	喫煙 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 飲酒 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他()			
家族構成	入居予定人数 1名(65歳以上 1人、18歳未満 人) <input checked="" type="checkbox"/> 本人、 <input type="checkbox"/> 配偶者、 <input type="checkbox"/> 子(人)、 <input type="checkbox"/> 父、 <input type="checkbox"/> 母、 <input type="checkbox"/> その他()			
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(備考)		
緊急連絡先	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(備考) デイサービスに通所している事業所		
相続人連絡先	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(備考) 東京都に住む息子さん1名		
勤務先	(名称) (電話番号) (住所)			
収入	収入源	□給与 <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 生活保護・ □その他()		
	年収	150万	貯蓄	100万円

●物件の希望

住宅種別	<input checked="" type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> その他()		
希望階数/間取り	(1階) <input type="checkbox"/> 1R <input checked="" type="checkbox"/> 1K/1DK/1LDK <input type="checkbox"/> 2K/2DK/2LDK <input type="checkbox"/> 3K 以上		
地域	福井市	入居希望時期	1ヵ月後
予算	家賃(3)万 ~ (4)万 初期費用負担限度額(5)万	駐車場	<input type="checkbox"/> 要(台) <input checked="" type="checkbox"/> 不要
その他希望	バリアフリー		

II 相談マニュアル編

(相談シートの記入例(裏))

取扱注意

●該当する要配慮者の区分

要配慮者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者(<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害) <input type="checkbox"/> 子育て世帯(18歳未満) <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> その他
特記事項	

●介護サービス・障害福祉サービス等の利用状況

介護サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 利用あり <input type="checkbox"/> 利用なし	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 利用あり <input checked="" type="checkbox"/> 利用なし							
介護区分	<input type="checkbox"/> 事業対象者 (要支援) 1・2 (要介護) 1 ・2・3・4・5	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(等級) <input type="checkbox"/> 精神障害手帳(級)							
利用状況	日	月	火	水	木	金	土	サービス提供者・内容	連絡先	担当者
		○						〇〇デイサービス	0776-〇〇-〇〇〇〇	〇〇
			○			○		〇〇訪問介護ステーション	0776-〇〇-〇〇〇〇	〇〇
		○	○	○	○	○		〇〇地区社協：給食サービス	0776-〇〇-〇〇〇〇	〇〇
								市から緊急通報装置を借りている		

●何かあったときにお願ひできる人や利用している病院・施設など

財産管理者	財産管理者	福井市社会福祉協議会	介護 障害に関する 支援者	事業者名	〇〇デイサービス
	種類	後見・保佐・補助・ 契約		種類	通所介護
	担当者	〇〇さん <small>日常生活自立支援事業</small>		担当者	〇〇さん
	電話/FAX	0776-〇〇-〇〇〇〇		電話/FAX	0776-〇〇-〇〇〇〇
	住所	福井市〇〇		住所	福井市〇〇
関係行政機関	行政機関名	ほやねっと〇〇	医療機関	名称	〇〇病院
	担当者	〇〇さん		担当者	〇〇先生 内科
	電話/FAX	0776-〇〇-〇〇〇〇		電話/FAX	0776-〇〇-〇〇〇〇
	住所	福井市〇〇		住所	福井市〇〇

●その他配慮事項

<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ公共交通の便が良い場所への入居を希望しています。 ・また、現在利用している通所サービス等を利用し続けたいとのことです。
--

●個人情報の取り扱いについて

私は、本シートの内容について、居住支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。

署名欄 _____

■ 要配慮者の抱える課題と対応策

要配慮者は、様々な課題を複合的に抱えています。課題を把握した上で、対応策を検討しましょう。

	課題	対応策	該当ページ	窓口等連絡先
住宅の確保	1. 物件が見つからない	(1) 公的賃貸住宅	Ⅱ-6	Ⅲ-7
		(2) 登録住宅		—
		(3) 協力店		Ⅲ-5
		(4) 居住支援法人		Ⅲ-2
		(5) 物件探しのポイント		—
	2. 保証人がいない	(1) 保証人や緊急連絡先になってもらえる主体の探し方	Ⅱ-8	—
(2) 家賃債務保証制度		Ⅲ-22		
3. 家賃の支払いに不安がある	(1) 家賃債務保証制度	Ⅱ-9	Ⅲ-22	
	(2) 代理納付制度		Ⅲ-25	
4. 入居時にまとまった資金の準備が難しい	(1) 住居確保給付金	Ⅱ-10	Ⅲ-25	
	(2) 生活福祉資金貸付制度			
5. その他、物件選びの参考となる情報		Ⅱ-12	—	
6. 自立した生活が難しい	(1) 高齢者の入居可能な施設	Ⅱ-13	Ⅲ-49	
	(2) 障がい者の入居可能な施設		Ⅲ-59	
生活の支援	7. 日常生活でサポートが必要	(1) 生活支援サービスの利用	Ⅱ-15	Ⅲ-25
		(2) 地域福祉活動との連携		
		(3) 関係機関への相談など		
	8. 日常生活でのトラブルが不安	(1) 入居時のルールの事前説明	Ⅱ-21	Ⅲ-25
9. 緊急時の対応	(1) 入居者の状況確認	Ⅱ-24	—	
	(2) 保険の加入			
(3) 専門業者の確認				
参考	主な要配慮者が抱える課題と対応方針	(1) 高齢者、障がい者、外国人、ひとり親の課題と対応	Ⅱ-25	—

1. 物件が見つからない

要配慮者は、抱えている課題から、不動産事業者や大家の意向により、入居を拒否される場合や、所得にあった家賃の住宅が見つからない場合があります。物件が見つからない場合には、以下の（１）から（４）を番号順に検討しましょう。
また、検討にあたっては、（５）を参考にしてください。

（１）公的賃貸住宅の紹介

公的賃貸住宅では、不当な入居拒否がありません。民間賃貸住宅で安心して住める住まいが見つからない場合や、民間賃貸住宅への入居が難しい場合には、公営住宅を紹介しましょう。

公営住宅の入居には、同居要件、住宅困窮要件、税金滞納、収入基準、連帯保証人等の条件があります。紹介する前に、各自治体の窓口を確認をして下さい（Ⅲ-7 参照）。

（２）登録住宅の紹介

登録住宅は、要配慮者であることを理由に入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市に登録された民間賃貸住宅です。登録住宅の詳細は国のホームページなどで確認できます。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



（３）協力店への相談

協力店とは、要配慮者の円滑な入居の実施に協力するものとして福井県居住支援協議会に届出いただいた不動産事業者です（Ⅲ-5 参照）。

協力店は、以下の４つに取り組みます。

＜協力店の役割＞

1. 民間賃貸住宅に入居を希望する要配慮者に対し、要配慮者であることを理由に媒介を拒否したり、媒介の条件を著しく不当なものとししないこと
2. 他の「協力店」と連携して要配慮者の円滑な入居に努めること
3. 行政機関等からの要配慮者の賃貸住宅への入居に関する相談等に対応すること
4. 要配慮者の相談状況等の報告に協力すること

（４）居住支援法人への相談

居住支援法人は、要配慮者の住まい探しの実績から、入居の可能性のある物件情報を把握している場合があります。法人ごとに活動の対象とする要配慮者に違いがあるため、確認のうえ、相談しましょう（Ⅲ-2 参照）。

(5) 物件探しのポイント

① 入居拒否されない物件を探すポイント

過去に似た境遇の要配慮者に貸したことがある大家さん等には、快く受け入れてもらえる可能性があります。過去にお世話になった大家さんに相談してみましょう。

② 低廉な賃貸物件を探すポイント

家賃交渉の余地がある物件の場合には、大家さんに問い合わせるなど、希望する価格帯について交渉してみましょう。

③ 支援の確認

要配慮者によっては、自治体で家賃補助や貸付金等の支援が受けられる場合があります。福井県居住支援協議会の市町窓口を確認しましょう。(各市町の相談先や支援制度、支援団体はⅢ-25 以降に記載)。

不当な入居拒否を受けない公的賃貸住宅 (Ⅲ-7 参照)

項目	概要	備考
公営住宅	公営住宅法に基づき、地方自治体が低額所得者向けに賃貸する住宅	同居要件、住宅困窮要件、税金滞納、収入基準、連帯保証人などの条件があります。
改良住宅	住宅地区改良法等に基づき設置された住宅。入居基準は公営住宅を準用	なお、要件は各自治体が個別に設定しています。
シルバーハウジング	高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された住宅と生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行う公営住宅	自立した生活を営める60歳以上の単身者、あるいは60歳以上の親族のみからなる世帯(夫婦の場合は一方が60歳以上であればよい)が対象。
定住促進住宅	定住促進のため、地方自治体が管理しているもの	
特定優良賃貸住宅	中堅所得者向けに建設された住宅で、民間事業者が整備したもの	一般に、「特優良」と呼ばれています。
特定公共賃貸住宅	中堅所得者向けに建設された住宅で、地方自治体が整備したもの	一般に、「特公賃」と呼ばれています。
高齢者向け優良賃貸住宅	中堅所得者向けに建設された住宅で、高齢者を対象とした賃貸住宅。民間事業者または地方自治体が整備したもの	一般に、「高優良」と呼ばれています。
地域優良賃貸住宅	中堅所得者向けに建設された住宅で、高齢者、障がい者、新婚・子育て世帯等を対象とした賃貸住宅。民間事業者または地方自治体が整備したもの	一般に、「地優良」と呼ばれています。また、入居対象者は施設管理者が個別に設定しています。

2. 保証人がいない

近年、家族関係の希薄化や高齢化等により、連帯保証人を頼みたくない、また他に頼める人がいないなど、連帯保証人の確保が困難な方が増えています。保証人が見つからない場合には、(1)～(3)を番号順に検討しましょう。

また、大家さんが安心できる場合もありますので、保証人の確保とあわせて、(4)も検討しましょう。

(1) 連帯保証人になってもらえる人を探す

親族や職場の方に連帯保証人になってもらえるかどうか確認できていない場合には、改めて確認してもらおうにしましょう。

(2) 家賃債務保証制度の利用

保証人がいない場合には、家賃債務保証の利用を検討しましょう。

家賃債務保証とは、入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社が借主の連帯保証人に近い役割を果たす制度です。借主が賃貸借契約の期間中に家賃等を滞納した場合に、保証会社が一定範囲内で立て替えます。契約の条件等は保証会社によって異なりますので、場合によっては、複数の保証会社に問い合わせることで解決することもあります。

●家賃債務保証業者の選択について

家賃債務保証の業務の適正化を図るために、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度があります。国はその情報を公表しており、家賃債務保証業者選択の判断材料として活用することができます(Ⅲ-22 参照)。

(3) 協力店への相談

保証人が確保できず、家賃債務保証制度の利用も難しい場合には、一度、協力店に相談しましょう。条件によっては対応できる物件が見つかる場合^注もあります(Ⅲ-5 参照)。

注 協力店は、保証人なしで入居できることを保障するものではありません。

(4) 緊急連絡先の確保

契約の際には、緊急連絡先の確保が必要な場合があります。親族や知り合い、要配慮者の方が支援サービスを受けている事業者などに緊急連絡先になってもらえるか、相談しましょう。

3. 家賃の支払いに不安がある

要配慮者の中には、収入が安定しないケースの方もいます。家賃の支払いに不安がある場合には、(1)、(2)の制度などの活用を検討し、家賃滞納に対する家主の不安を取り除き、入居しやすい環境を整えるように努めましょう。

(1) 家賃債務保証制度の利用

入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社が借主の連帯保証人に近い役割を果たす制度です。借主が賃貸借契約の期間中に家賃等を滞納した場合に、保証会社が一定範囲内で立て替えます。

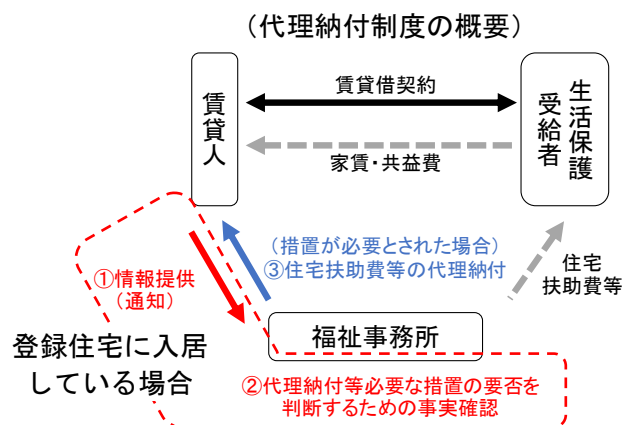
家賃債務保証事業者が国の登録事業者や居住支援法人が、登録住宅に入居する要配慮者の家賃債務を保証される場合には、住宅金融支援機構との保険契約をすることで、住宅金融支援機構に保証の保険を引き受けてもらうことが可能です。

(2) 住宅扶助費の代理納付制度の利用

生活保護を受けている世帯は住宅扶助費の支給を受けることができます。代理納付制度は、住宅扶助費等を保護の実施機関が賃貸人に代理納付する仕組みです。これにより、家賃の不払いを防ぐことができます（生活保護制度についてはⅡ-15 参照。各市町の相談先や支援制度、支援団体はⅢ-25 以降に記載）。

登録住宅の場合には、一定の要件^注を満たす登録事業者が生活保護の実施機関に対して連絡し、被保護入居者についての状況把握を保護の実施機関が適時適切に行ったうえで、代理納付制度を利用できます。

注 居住支援協議会の構成員、居住支援法人など



4. 入居時にまとまった資金の準備が難しい

年金で生活する高齢者などをはじめとして、入居時の敷金・礼金・仲介手数料等の一時金や引越費用等のまとまった費用を確保することが難しい場合があります。相談者がまとまった資金を準備することが難しい場合には、(1)、(2)などの活用を検討しましょう。

(1) 住居確保給付金の利用

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援制度(Ⅱ-16 参照)の中の支援メニューで、離職などで住宅を失った、または失うおそれの高い方に、一定期間家賃相当額を支給します。

(住居確保給付金の概要)

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・離職等後2年以内の者もしくは休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるもの ・離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと ・ハローワークに求職の申し込みをしていること ・国の雇用施策による給付等を受けていないこと
支給要件	<p>① 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)+家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。</p> <p>② 資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6(ただし100万円を超えない額)以下であること。</p> <p>③ 就職活動要件：ハローワークでの職業相談、企業への応募、自立相談支援機関への求職活動等状況報告や面談等</p>
支給額	賃貸住宅の家賃額(上限額は住宅扶助特別基準額)
支給期間	<p>原則3か月間 (就職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))</p> <p>The diagram shows a horizontal timeline starting with a vertical bar. A blue box labeled '原則3ヶ月' (Principle 3 months) covers the first three months. A dashed line extends to the right, with a blue box labeled '追加6ヶ月' (Additional 6 months) covering the next six months. Below the timeline, a blue box labeled '給付期間' (Payment period) spans the first three months. Another blue box labeled '延長2回' (Extension 2 times) spans the next six months. A text box below the extension period states '就職活動を誠実にやっているが就職先が見つからない場合' (Actively job hunting but no job found).</p>

(2) 生活福祉資金貸付制度の利用

生活福祉資金貸付制度とは、資金の貸付にに合わせて、社会福祉協議会や民生委員、関係団体による支援を行うことによりその世帯の自立を図る貸付制度で、低所得世帯や高齢者や障がい者が属する世帯が利用できます。

入居時の敷金・礼金・仲介手数料等の一時金や引越費用等に関する貸付資金は「福祉資金（住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費）」です。なお、このほかにもさまざまな用途に対応した貸付資金があります。制度の詳細については、社会福祉協議会に連絡しましょう（Ⅱ-20 参照）。

福祉資金（住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費）の概要

貸付対象	低所得世帯：資金の貸付にに合わせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度） 障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯
用途	住居の移転等、給排水設備等の設置
貸付条件	貸付限度額：50万円
	連帯保証人：原則必要。ただし、連帯保証人なしでも貸付可能となる場合があります。
	据置期間：貸付けの日から6月以内
	償還期間：据置期間経過後3年以内 貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%

5. その他、物件選びの参考となる情報

要配慮者の方々が安全に安定した暮らしを送るためには、住宅周辺の情報を必要とする場合があります。相談者が情報を必要とする場合には、(1)～(4)などの情報の提供に努めましょう。

(1) 交通機関

高齢者や障がい者をはじめとして、要配慮者の方は公共交通機関による移動が多くなります。物件付近のバスの路線情報等、交通機関の情報について、提供しましょう。

(2) 通院できる病院や福祉施設

これまで住んでいた地域と離れた地域に居住するなど、通院していた病院や利用していた福祉施設等の利用が難しくなる場合には、可能な範囲で近隣の病院や福祉施設等の情報について紹介しましょう。

(3) 徒歩圏内の購買施設や宅配サービス等

高齢者が無理なく休まずに歩ける距離は高齢になる以前と比べて短くなるため、徒歩圏内で生活しやすい環境が求められます。

生活に必要な最寄り品や生鮮品等が確保できる最寄りのスーパーや商店街、コンビニエンスストアまでの距離などの情報を提供しましょう。また、居住を希望する地域に移動販売や宅配等の自宅で利用できるサービスがある場合には、併せて紹介しましょう。

(4) 公的機関

外国人の方など、地域に詳しくない方には、市役所・町役場の窓口や学校の場所など、主な公的機関の情報を提供しましょう。

6. 自立した生活が難しい

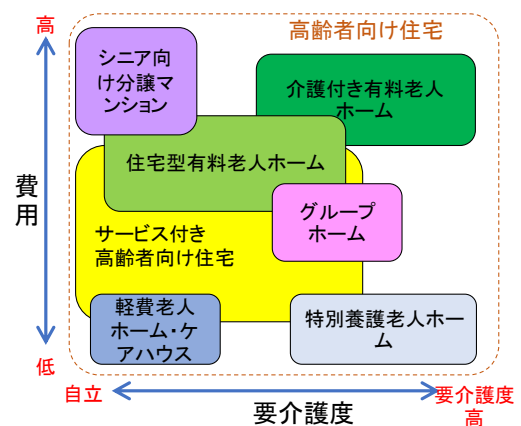
高齢者や障がい者などの中には、介護や生活のサポートが必要な場合があり、賃貸住宅での自立した生活が難しい場合もあります。そのような場合には、ケア付きの住宅や施設なども選択肢に含めて相談するようにしましょう。

(1) 高齢者

高齢者を対象としたケア付きの住宅や施設には、対応できる介護度や費用負担によって、いくつかの種類があります。

自立した生活が難しい場合には、居住を希望している地域の老人ホームや介護施設など、高齢者向け住宅等の立地状況を確認し、情報提供に努めましょう。

難しい場合には、お近くの自治体の担当課を紹介しましょう（各市町の相談先はⅢ-25以降に記載）。



高齢者が入居できる施設等（Ⅲ-49 参照）

名称	概要
軽費老人ホーム （A型、B型、ケアハウス）	高齢等のため独立して生活するには不安がある方、または自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる方で、家族による援助を受けることができない方を入所させ、無料または低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設。A型、B型、ケアハウスの3種類がある。
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する施設。民間の事業活動として運営されており、設置者は都道府県知事への事前届出義務がある。
サービス付き高齢者向け住宅	一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームであって、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する。
養護老人ホーム	65歳以上で、環境上や経済的理由（政令で定めるものに限る）により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所措置し、養護すると共に、自立のため必要な指導および訓練等を行う施設。

高齢者が入居できる施設等（Ⅲ-49 参照）

名称	概要
特別養護老人ホーム	65 歳以上で、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方を入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
地域密着型特別養護老人ホーム	在宅での生活が困難な要介護者に対し、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行う定員 29 人以下の施設。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。少人数（5 人～9 人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

福井県の施設一覧：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenfukubu/sisetu-ichiran.html>



サービス付き高齢者向け住宅一覧：<https://www.satsuki-jutaku.jp/>



（2）障がい者

障がい者を対象とした入所施設にはいくつかの種類があります。

賃貸住宅での自立した生活が難しい場合には、グループホームや入所施設の立地状況を確認し、情報提供に努めましょう。

難しい場合には、お近くの自治体の担当課を紹介しましょう（各市町の相談先はⅢ-25 以降に記載）。

障がい者が入居できる施設等（Ⅲ-59 参照）

名称	概要
指定障害者支援施設	障がい者の入所施設で、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、日中においても生活介護等のサービスを行う。
共同生活援助（グループホーム）	地域での少人数の共同生活を支援するサービスで、障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待される。

参考：福祉保健医療に関する情報が検索できるホームページ「WAM NET」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

（独立行政法人福祉医療機構による運営）



7. 日常生活でサポートが必要

要配慮者の方々は、入居後の日常生活の中での支援が必要な場合もあります。支援が必要な場合には、(1)を確認しましょう。

また、(2)、(3)を検討し、要配慮者が安心して居住できる環境を整えるよう努めましょう。

(1) 生活支援サービスの利用

要配慮者に対しては、行政等が様々な生活支援サービスを提供しています。要配慮者の生活や健康状態などに応じて必要なサービスの利用をすすめましょう（各市町の相談先や支援制度はⅢ-25以降に記載）。

① 低所得者

●生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

(保護の種類と内容)

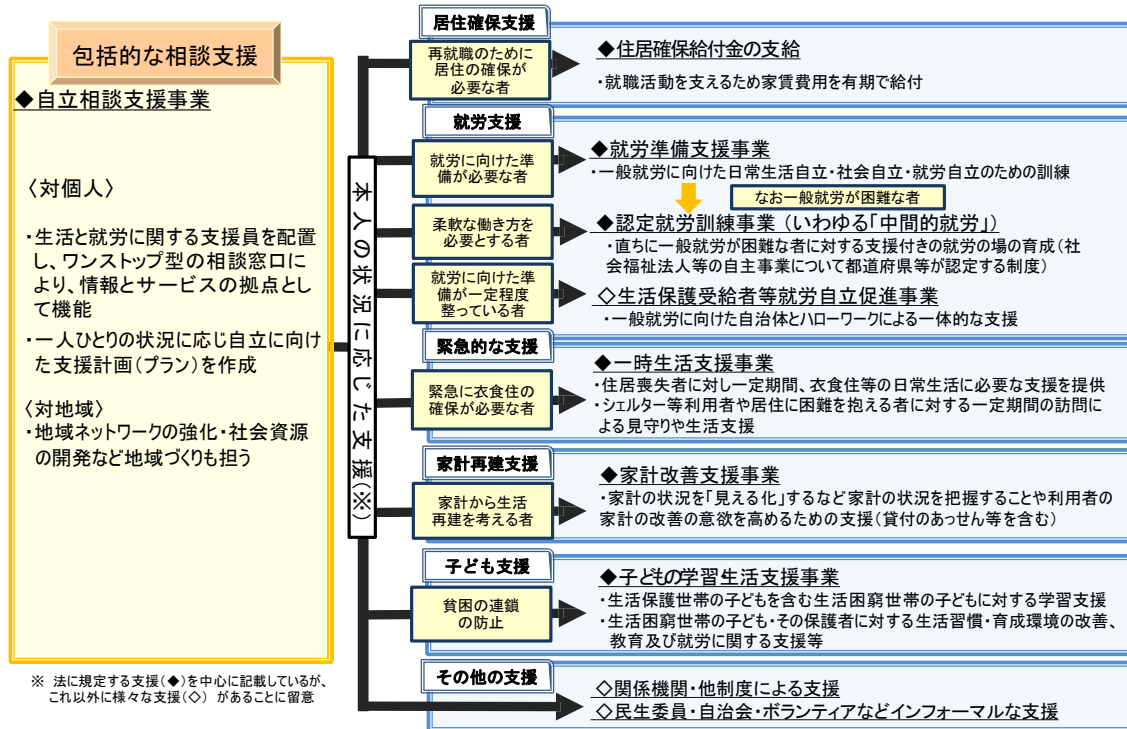
生活を営む上で生じる費用	支給内容
日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）（生活扶助）	基準額は、①食費等の個人的費用、②光熱水費等の世帯共通費用、を合算して算出。 特定の世帯に加算あり。（母子加算等）
アパート等の家賃（住宅扶助）	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費（教育扶助）	定められた基準額を支給
医療サービスの費用（医療扶助）	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用（介護扶助）	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用（出産扶助）	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用（生業扶助）	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用（葬祭扶助）	定められた範囲内で実費を支給

II 相談マニュアル編

●生活困窮者自立支援制度

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係者その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方に対して、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度です。自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援、一時生活支援など、包括的な支援を行います。

(生活困窮者自立支援制度の概要)



出典：厚生労働省HP

② 高齢者

●介護保険制度

被保険者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用します。要介護者への介護給付を行うサービスと、要支援者への予防給付を行うサービスがあり、幅広い支援が用意されています。

(介護保険制度で利用できる支援)

	都道府県知事(中核市長)が指定・監督を行うサービス	市町村長が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 <p>○福祉用具貸与</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) ○看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 <p>○介護予防福祉用具貸与</p>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>◎介護予防支援</p>

●緊急通報装置の貸与

一部の市町では、ひとり暮らしの高齢者等で健康上不安がある方等に緊急通報システムの装置をレンタルしています(各市町の支援制度はⅢ-25以降に記載)。

(緊急通報装置の概要)

家庭で急病や突発的な事態が発生したとき、ペンダント型のワイヤレス発信器、または装置の緊急通報ボタンを押すことにより、電話回線を通じてセンターに通報が入り、相互に会話しながら、迅速な救護体制をとることができるシステム。

写真：緊急通報装置の一例



③ 障がい者

●地域定着支援事業

単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(支援の内容)

常時の連絡体制の確保	夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保
緊急時の対応	迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

(支援の内容)

<p>① 福祉サービスの利用援助</p> <p>② 苦情解決制度の利用援助</p> <p>③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等</p> <p>④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活状況の見守り」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>具体的には、社会福祉協議会の生活支援員が、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用補助、日常的な金銭管理のお手伝い等を行います。（福井県の利用料1000円/時間、お問い合わせは最寄りの市町社会福祉協議会まで）</p> </div>

④ ひとり親

●母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むことに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。

(支援の内容)

家庭生活支援員が次のような支援を行う
(1) 乳幼児の保育、(2) 児童の生活指導、(3) 食事の世話、(4) 住居の掃除、(5) 身の回りの世話、(6) 生活必需品等の買物、(7) 医療機関等との連絡、(8) その他必要な用務

●母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を支給します。(要事前相談)

(支援の内容)

自立支援教育訓練給付金	対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の一部(上限あり)を支給。
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上(令和3・4年度に限り6ヶ月以上)養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金を支給。

●ひとり親家庭職業訓練資金貸付金事業(償還免除規定あり)

上記の「高等職業訓練促進給付金」を活用し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付けます。

また児童扶養手当受給者(同等の所得水準の者を含む。)であって、母子父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて意欲的に取り組んでいる者に住宅支援資金を貸し付けます。

(2) 地域福祉活動との連携

介護等のサポートを提供する事業者や地域の民生委員など、高齢者の見守りを担う主体と要配慮者との関係性を整えておくことで、入居中に起こりうる事故や健康状態の変化、その他緊急事態が発生した場合に早期の発見・対応ができる可能性が高まります。

相談シートなどで事前に利用しているサービス等を把握しておきましょう。

(3) 関係機関への相談・支援組織の紹介

要配慮者が必要とする日常生活のサポートや介護サービス等に関する相談がある場合には、行政窓口や公的支援組織等に連絡しましょう。その他、お住まいの地域に要配慮者を支援する団体があれば紹介しましょう（各市町の支援団体はⅢ-25 以降に記載）。

(要配慮者に関する相談等を行う公的機関等)

	名称	概要
要配慮者全般	市町 社会福祉 協議会	高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえた独自の事業に取り組んでいます。 地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集えるサロン活動を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たします。
	福祉事務所	福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」です。市では、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）を所管し、相談支援を行っています。町を管轄する県の健康福祉センターでは、福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管し、相談支援を行っています。
高齢者	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町に設置されています。
障がい者	保健所(精神障がい)	こころの健康、保健、医療、福祉に関する相談、未治療、医療中断の方の受診相談、思春期問題、ひきこもり相談、アルコール・薬物依存症の家族相談など幅広い相談を行います。 電話相談、面談による相談があり、保健師、医師、精神保健福祉士などの専門職が対応します。

8. 日常生活でのトラブルが不安

入居中のトラブルは大家の要配慮者への不安感を高めてしまいます。入居中に近隣や他の入居者とトラブルにならないよう注意しましょう。

(1) 入居中のルールの事前説明

入居中に守ってほしいことは入居前に事前に説明し、入居後のトラブルを防ぎましょう。

外国人の方は特に、文化や生活スタイルが異なる部分があるため、入居に先立って説明すると効果的です。

① 家賃・共益費の支払い

家賃や共益費は、契約で決められた金額を決められた方法で決められた期限までに支払ってください。家賃などの支払いが遅れると、管理者から催促がありますし、契約が解除されることもあります。

① Paying rent and maintenance /management fees

The amount, method (bank transfer to a specified account, direct payment to the landlord, etc.), and deadline for payment of rent and maintenance fees should all be predetermined by your lease. Be sure to follow these guidelines.

If you don't pay your rent / or other fees on time, you will receive an overdue notice from management and you risk termination of your lease.

② 部屋の使用にあたっての規則の遵守

借りている部屋や備え付けの設備の使用方法などには決まった規則があります。その規則を守らずに設備などを壊してしまったときには、その修理費用を支払わなければなりません。また、契約が解除されることがあります。契約書や入居のしおりなどに書いてあるルールを確認しましょう。

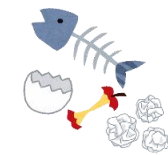
② Property and facilities usage guidelines

There are predetermined guidelines for the proper usage of property and facilities. If you break something as a result of ignoring these guidelines, you will be responsible for any repair fees and risk termination of your lease. Read over your lease contract, the new tenant information, and any other relevant documents to familiarize yourself with these guidelines.

③ ゴミだしのルール

ゴミの出し方は地域によって異なり、ゴミの種類ごとに出す曜日と時間が決まっています。また、粗大ゴミや処理が難しいものの中には有料であったり、回収してもらえないものもあります。日本では、ゴミの減量、リサイクルと再利用に協力することは日本ではとても大事なことです。

ゴミの分類の一例



燃えるゴミ



燃えないゴミ



資源ごみ



粗大ゴミ

③ Rules of disposing of garbage

Manners of garbage disposal vary by regions or municipalities. Different kinds of garbage are set to be collected on different days and times. Some of the bulk garbage and certain kinds of garbage that cannot be easily disposed of require fees to be collected, or are not collected by the municipality. In Japan, it is considered very important to cooperate on reducing, reusing and recycling garbage.

[Example of garbage separation]



Combustibles



Non-combustibles



Recyclables



Bulk garbage

④ 生活騒音の注意

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。テレビや楽器の音、大きな話し声、掃除機や洗濯機の音、ドアの開け閉めの音などは騒音になることがあります。目安として、午後 10 時から午前 8 時ごろまでは特に、大きな音を出さないように注意しましょう。

④ Notes on noise daily living noise

Daily living noise can cause trouble with the neighbors. Sound from television sets, instruments, vacuum cleaners, laundry machines can sometimes be taken as "noise", as well as loud conversation and slamming of doors. As a general rule, you should avoid making any particularly loud noise before 8am in the morning and after 10pm at night.

⑤ 退去時の原状回復のルール

借りていた部屋を退去するときは、自分で買った家具や家電などを部屋に置きっぱなしにしておくことはできません。引越し先に移すか処分しなければなりません。その他、契約書に書かれているルールに従いましょう。

引っ越し際に、原状回復という考え方があります。原状回復内容は不動産屋や契約によって異なります。時にはトラブルになりますので、入居時には部屋の現状を確認しておくことが重要です。場合によっては部屋の写真を撮っておくといいかもれません。

⑤ Restitution rules at moving out

You need to follow the “restitution rule” stipulated in the lease.

When leaving the room, the deposits are settled based on a principle called “genjo-kaifuku (restitution)”. What is meant by “restitution” may vary depending on the landlord and the contract. The rule may sometimes become a source of trouble, so it is advisable to confirm the extent of responsibility for restitution when signing the contract and to confirm the original state of the room before moving in.

In some cases, it may be useful to take photographs of the room.

9. 緊急時の対応

要配慮者の入居中は、注意していても死亡事故等が起こる可能性があります。緊急時にはまず（１）を行いましょう。
また、いざというときに備えて、入居時に（２）、（３）を検討しておきましょう。

（１）入居者の状態の確認

入居者と連絡が取れない場合や、新聞や郵便物がたまっている等の異常を感じた場合には、まずは緊急連絡先やサービスを提供している事業者等に入居者の状態を確認しましょう。

（２）保険の加入

孤独死が起こった場合には、残置物処理費用や原状回復費用の合計額は平均 60 万円前後に及びます。

いざというときに備えて、家主や入居者が保険に加入しておくことで安心できます。

（保険の種類）

種類	特徴
損害保険型	死亡場所が入居中の住宅の場合に、原状回復費用や事故後に借り手がつかない場合等に実費相当を大家に補償します。大家が契約者となります。
生命保険型	入居者の死亡時に定額の死亡保険金が支払われ、大家が行う原状回復費用等を補償します。受取人を家主や管理会社などの第 3 者に指定することができます。入居者が契約者となるものが増えています。

（３）専門業者の確認

死亡事故等対処は通常の前状回復や清掃とは異なり、通常の清掃業者では対応できない場合もあります。そのため、事前に特殊清掃や遺品整理の業者等を決めておく必要があります。

参考 主要配慮者が抱える課題と対処方針

	特徴的な課題	対処方法
高齢者	<p>高齢者は、入居中に老化による事故や孤独死などが起こることが懸念されます。</p>	<p>まず、介護の要否、障害の有無、身体を確認し、可能な限り低層階の物件を紹介するようにしましょう。</p> <p>高齢者は介護福祉サービスを利用している場合があります。できるだけ、利用しているサービスを確認し、どのような見守り体制の状況を把握しておきましょう。</p> <p>また、地域包括支援センターや居住支援法人では、高齢者支援や住まいの斡旋を行っている団体もあります。</p>
障がい者	<p>障がいを持たない人にとって、障がい者が困っていること、必要としていることはわかりづらく、また、抱えている障がいによって、求めることが異なります。</p> <p>また、自身が考えていることを伝えることが得意でない方もいらっしゃいます。</p>	<p>障がい者はサービスを利用している場合がありますので、可能であれば支援者の方に聞いて、抱えている障がいについて確認しましょう。</p> <p>例えば、福井市の地区障がい相談事業所では、障がい者の自立支援に取り組んでいます。住宅の確保が必要となった場合には、つながりのある不動産事業者への電話相談、窓口への同行、説明の補足等などの支援を行っています。</p>
外国人	<p>外国人の方は、日本語でのコミュニケーションが得意でないため、情報を伝えることが難しい場合があります。</p> <p>また、文化の違いにより入居中にトラブルとなるケースや、近くに保証人となる人がいない場合などもあります。</p>	<p>入居中のルールは事前に伝えておきましょう。自治体によっては生活のルールに関する資料を配布しますので、活用しましょう。例えば福井市ではゴミだしのルールなどに関する外国語表記のリーフレットを作成しています。</p> <p>また、外国人の支援を行う団体もあるため、必要があれば相談者や入居者について連絡してみましょ。例えば、福井県国際交流協会（電話：0776-28-8800）では、無料の相談会などを開催しています。</p>
ひとり親	<p>ひとり親世帯の方は、住まいの課題とあわせて、仕事や子育て等の生活課題を抱えている場合が多くあります。母子家庭では特に、生活が厳しい世帯が多くあります。</p>	<p>ひとり親世帯に向けた貸付金など、活用できる制度があるため、市役所に確認してみましょう。</p> <p>また、生活相談には居住支援法人や自治体窓口を活用できます。</p> <p>また、他の入居者に事前に連絡するなど、生活騒音などによる入居者同士のトラブルを防ぐように努めましょう。</p>

1. 福井県居住支援協議会について

福井県居住支援協議会は、法に基づく協議会です。要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図り、福井県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とし、平成 28 年 3 月 24 日に設立されました。

(福井県居住支援協議会の会員)

区分		団体名
不動産関係団体 (4 団体)		公益社団法人 福井県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会福井県本部 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会福井県支部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会福井県支部
居住支援団体 (2 団体)		社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福井居住支援法人ネットワーク協議会
地方公共団体	市町 (全 17 市町)	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町
	福井県 (5 課)	健康福祉部地域福祉課 健康福祉部長寿福祉課 健康福祉部障がい福祉課 健康福祉部児童家庭課 土木部建築住宅課

2. 居住支援法人の一覧とその概要

居住支援法人とは、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、および居住支援を目的とする株式会社等で、登録住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、および見守りなどの生活支援等を行うものとして都道府県知事が指定した法人です。

福井県では、次の12社（令和6年3月末現在）が居住支援法人として指定を受け、活動を行っています。

また、居住支援法人12社が福井居住支援法人ネットワーク協議会を組織し、相互の連携を深めながら、福井県居住支援協議会の事務局を担っています。

法人名	福井居住支援法人ネットワーク協議会（福井県居住支援協議会（事務局））
住所	福井市町屋3丁目17-6（株式会社ケア・フレンズ まちもと）
業務区域	福井県内
対象者	住宅確保要配慮者
業務内容	<p>【入居相談】</p> <p>①県・市町行政（住宅部局・福祉部局）からの居住支援相談受付</p> <p>②福井県セーフティネット賃貸住宅協力店からの居住支援相談受付</p> <p>③福井県内の居住支援法人との情報連携・調整</p> <p>④市町居住支援協議会の設立に向けてアドバイス事業</p> <p>⑤居住支援セミナーの開催 他</p>
電話番号	<p>電話：0776-76-2798（株式会社ケア・フレンズ）</p> <p>FAX：0776-76-2799</p>
業務時間	午前10時から午後4時（土、日、祭日は休み）
相談方法	<p>①福井県居住支援協議会「入居相談支援シート」に必要事項を記載の上、住宅確保要配慮者の個人情報の取り扱いの同意欄に署名を貰います。</p> <p>②郵送またはFAXにて、居住支援相談の依頼を行います。</p> <p>③相談対応機関からの情報を元に、支援者の面談等を行います。</p> <p>④居住支援計画（支援方針）及び関係者等の調整他を行った上で、福井県内の居住支援法人及び福井県セーフティネット賃貸住宅協力店と連携し居住支援の開始がスムーズに行われるように各種調整を行います。</p>
相談事例等	<p>■令和5年度 個別支援相談実績：22名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者：11名 ・障がい者：2名 ・生活保護受給者：1名 ・生活困窮者（若年層）：5名 ・生活困窮者（父子世帯）：1名 ・刑余者2名

法人名	特定非営利活動法人まちかど保健室y o u
住所	福井市西学園2丁目310番地
業務区域	福井市
対象者	低額所得者、高齢者、子育て世帯、生活困窮者、保護観察対象者等
業務内容	・相談内容や状況に応じた入居支援及び入居後の生活支援
電話番号	0776-65-6984
業務時間	平日午前10時から午後3時（土、日、祭日を除く）但し、緊急時対応有
相談方法	事前に電話にてご連絡ください。市役所・病院等で対象者と面談を行った後、入居支援、入居後の生活支援対応について介入方法等を検討させていただきます。
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・DVを受けている為、別居先を探している。 ・病院に入院したが家族の受け入れができず、自宅に戻れない。 ・家賃滞納して大家から退去を求められている。等 <p>上記のような相談に対して、福井居住支援法人ネットワーク協議会や協力不動産店、大家、行政、専門機関等と連携し、入居支援及び入居後の生活支援に繋がっています。入居後も必要に応じて保健室の利用を促し、状況については関係機関に繋いでいます。またケア会議等の要請があった場合には参加して情報を共有しています。</p>

Ⅲ 付録編

法人名	(株)ケア・フレンズ
住所	福井市松本2丁目25-16 (サテライト店：まちもと) 福井市町屋3丁目17-6
業務区域	福井市
対象者	高齢者、障がい者
業務内容	①みまもり支援付き家賃債務保証の提供 ②居住継続／居住転居に向けた相談 ③住宅確保要配慮者に合わせた物件情報の提供 ④見守り支援（みまもりセンサーによる安否確認） ⑤家賃債務保証における孤独死・無断退去時の保証サービスの提供
電話番号	サテライト店 まちもと：0776-76-2798
業務時間	午前10時から午後4時（土、日、祭日を除く） （サテライト店：午前10時から午後4時（土、日、祭日を除く））
相談方法	電話にて、来店のご予約をお願いします。
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンシャル・プランナー／宅地建物取引士／賃貸不動産経営管理士／相続支援コンサルタント他の有資格者が対応します。 ・令和4年度 相談から、転居実績：8割超。 ・キャッシュフロー図等のファイナンシャル・プランニングを活用した老後シミュレーションを含めた居住支援計画を提案します。 ・令和3年度、4年度 国土交通省空き家対策モデル事業を採択。単身高齢者（空き家予備軍）に対する空き家になる前のアドバイスをしております。

法人名	(株)三玄
住所	福井市大宮6丁目17-35
業務区域	福井市、坂井市、あわら市
対象者	高齢者、障がい者
業務内容	介護専門の住宅の情報提供、入居相談、引越し支援生活相談、生前整理、見守り（安否確認）、住宅改修相談
電話番号	0776-63-6039
業務時間	平日午前9時から午後5時（土、日、祭日を除く）
相談方法	相談者の要望に応じて、来所、訪問どちらも対応可能
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症により一人暮らしが困難となった高齢者の支援について、ケアマネージャーから相談があり、協議した結果、施設への転居となり、転居の引越し整理の支援を行いました。 ・サ高住の入居相談があったが、自社物件の住戸に空きが無かったため、同業者と連携して、住まい探しの支援を行いました。

法人名	丸岡土地開発(株)
住所	坂井市丸岡町東陽1丁目25番地
業務区域	坂井市、あわら市
対象者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者等、生活困窮者
業務内容	入居相談、入居後の見守り、生活相談、入居者の生活に必要なネットワークづくり、空き家管理、地域の居住支援ネットワーク形成・地域貢献を目的としたイベントの実施等
電話番号	0776-67-0299（不動産部門） 0776-97-5478（居住支援部門）
業務時間	午前9時から午後5時30分（日、祭日を除く）
相談方法	事前に電話にてご連絡ください。その後、要望に応じて、来所、訪問どちらかでお話を伺います。
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家から賃貸住宅への住み替えのお手伝いとともに、支援機関との調整を図り、転居後の生活が円滑にできるように支援しています。 ・定期的に訪問や連絡する等して、独居高齢者の見守り支援を行っています。

法人名	㈲あんしん村グループ
住所	福井市北四ツ居2丁目7-17
業務区域	福井市
対象者	高齢者、子育て世帯
業務内容	入居相談、情報提供、不動産業者への同行、入居後の定期的な訪問等の見守り事業、居住支援に関する活動・取組みへの参加 等
電話番号	0776-50-3635
業務時間	電話：平日午前10時から午後4時（土・日・祝日を除く） 来所：水曜日午後1：30～4時（祝日を除く）
相談方法	電話による相談、来所による相談（来所時は水曜日午後が原則）
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・円山小学校区を中心に空き家・空きマンション・空きアパートの紹介。 ・入居後の定期見守り（月1回から）や、集う場の提供 ・退去後の終活業者の紹介・連携などを行います。 <p>持ち家から賃貸住宅への住み替えや、不動産業者や大家とのスムーズな連携を行います。</p> <p>法人は有料老人ホームやケアマネージャ事務所を運営しているので、介護保険利用もスムーズに行なえます。</p>

Ⅲ 付録編

法人名	(株)ヒラク
住所	福井市上森田5丁目812
業務区域	福井市、坂井市
対象者	高齢者、障がい者
業務内容	入居相談、生活相談、情報提供、空き家管理、住宅改修工事、生前整理等
電話番号	0776-56-2630
業務時間	午前10時から午後4時（土、日、祭日を除く）
相談方法	事前に電話にてご連絡下さい。来所による相談、訪問どちらも対応可能です。
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の身体状況や経済状況に合わせたマンション・アパート物件をご紹介します。 ・保証人がいない・身内に保証人の負担を掛けたくない方には、見守り付家賃債務保証のご案内をいたします。 ・転居の際には引越し業者の紹介、入居手続き支援も対応しております。 ・入居後の生活サポートサービス（生活相談・生活支援）、空き家の売却相談、老人ホームの入居相談、任意後見契約の相談対応いたします。

法人名	社会福祉法人 ふくいの福祉家
住所	敦賀市平和町1-23
業務区域	敦賀市
対象者	高齢者
業務内容	入居相談、引越し支援、生活相談、見守り、片付け支援、遺品整理、みまもり支援付き家賃債務保証等
電話番号	0770-25-3100
業務時間	10:00～17:00 休日（日曜日、1月1日～1月3日）
相談方法	事前に電話予約。電話、来所、訪問等で対応いたします。
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・空きマンション・空きアパートの紹介。 ・入居後の定期見守り（月1回から）。 ・入居後の終活業者の紹介・連携などを行います。 法人は認知症高齢者グループホームや小規模多機能型事業所、ケアマネジメントオフィス、社会福祉士事務所を運営しているので、介護保険利用や成年後見制度利用もスムーズに行なえます。

法人名	一般社団法人 YOLO・FUKUI
住所	福井市大宮 2 丁目 3-25
業務区域	福井市
対象者	障がい者
業務内容	①住宅相談など賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、②生活支援
電話番号	0776-43-6763
業務時間	9:00~18:00（土・日・祝除く）
相談方法	事前に電話にてご連絡ください。（その後、来所、訪問どちらも対応可能。）
相談事例等	<p>社会福祉士他、福祉・介護の有資格者が対応します。 支援機関と連携し、円滑な入居を進めます。 法人は障害福祉サービス（重度訪問介護・居宅介護）の提供事業所であり、 入居後の介助サービス利用の相談対応を行います。</p>

法人名	一般社団法人ひとまち永平寺
住所	福井県吉田郡永平寺町松岡春日 3-88
業務区域	永平寺町、福井市、坂井市
対象者	高齢者、低額所得者、被災者、障がい者、子育て世帯、犯罪被害者、DV 被害者、生活困窮者、被災者（国交省指定災害）
業務内容	<p>① 入居に関する情報の提供、相談・支援 ② 入居後の生活支援 ③ その他</p>
電話番号	0776-63-6250
業務時間	9:00~17:00（土・日・国民の休日を除く）
相談方法	電話相談および来所相談（事前にご連絡ください。）
相談事例等	<p>・法人内に障がい福祉サービス（相談支援事業所、居宅介護等）の事業所があり、多様な生活支援と合わせて、賃貸住宅の入居に関する相談が可能です。 ・高齢者、障がいをお持ちの方だけでなく、子育て家庭や DV 被害で苦しんでいる方などに関しても、地域内の関係機関と連携し、入居後の生活が円滑に進むよう支援していきます。</p>

Ⅲ 付録編

法人名	株式会社平田不動産
住所	福井県小浜市四谷町 9-18
業務区域	小浜市、他近隣地域（若狭町、おおい町、高浜町の一部）
対象者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者
業務内容	賃貸物件の仲介
電話番号	0770-53-3588
業務時間	10：00～17：00（水曜日定休日、火曜日店舗は閉店 電話対応のみ）
相談方法	事前ご予約でご来店、もしくはお電話にて対応
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・小浜市を中心に空き家・空きマンション・空きアパートの紹介。 ・持ち家から賃貸住宅への住替え、大家とのスムーズな連携を行います。 ・空き家の売却相談。

法人名	株式会社オアシス
住所	小浜市雲浜 1 丁目 8 番 8 号
業務区域	小浜市
対象者	高齢者、低額所得者、被災者、障がい者、子ども養育者、外国人、犯罪被害者、DV 被害者
業務内容	入居相談、生活相談、見守り支援、片付け支援、遺品整理、相続相談、法定後見相談、任意後見相談、医療相談、みまもり支援付き家賃債務保証の提供
電話番号	0770-53-5500
業務時間	8:30～17:30（土・日・祝日を除く）
相談方法	事前に電話予約。電話、来所、訪問等で対応いたします。
相談事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・地元不動産会社と連携して、マンション・アパート物件をご紹介いたします。また、物件の見学や重要事項説明、契約にも同行いたします。 ・ファイナンシャルプランナーが生活相談、ケアマネージャーが介護相談、遺品整理士が遺品相談にそれぞれ応じます。 ・ファイナンシャルプランナーが窓口となり、相続や不動産の相談について弁護士や司法書士等各種士業と連携して、対応いたします。

3. 福井県セーフティネット賃貸住宅協力店一覧

協力店とは、下記の1～4を実施するものとして福井県居住支援協議会に届出いただいた不動産事業者です。

＜協力店の役割＞

1. 民間賃貸住宅に入居を希望する要配慮者に対し、要配慮者であることを理由に媒介を拒否したり、媒介の条件を著しく不当なものとししないこと
2. 他の「協力店」と連携して要配慮者の円滑な入居に努めること
3. 行政機関等からの要配慮者の賃貸住宅への入居に関する相談等に対応すること
4. 要配慮者の相談状況等の報告に協力すること

最新の情報は以下のURLに公開されています。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenchikujyuutakuka/safety-kyouryoku.html>



(協力店一覧)

	事業所の商号 または名称	所在地	連絡先
1	(株)平田不動産	小浜市四谷町 9-18	電話：0770-53-3588 FAX：0770-53-2434 mail：info@hiratafudousan.com
2	出蔵不動産(株)	福井市勝見 3-1-2	電話：0776-97-9440 FAX：0776-97-9441 mail：degura@iaa.itkeeper.ne.jp
3	アイワ不動産	福井市幾久 2-8	電話：0776-28-1350 FAX：0776-28-1350 mail：－
4	なかがわ不動産(株)	福井市大宮 2-12-18	電話：0776-23-6439 FAX：0776-60-0036 mail：nafu@nafu.co.jp
5	(有)レグ	福井市北四ツ井 1-25-20	電話：0776-57-0090 FAX：0776-57-0091 mail：info@reg.co.jp
6	(有)友豊	福井市毛矢 2-1-2	電話：0776-34-5000 FAX：0776-34-5005 mail：ufo@ufo-fukui.net
7	丸福不動産(株)	福井市西木田 2-2-2	電話：0776-36-1016 FAX：0776-35-2999 mail：info@marufuku.net
8	合同ホーム(株)	福井市成和 2-1018	電話：0776-25-3331 FAX：0776-27-7501 mail：chintai@godohome.com

Ⅲ 付録編

(協力店一覧)

	事業所の商号 または名称	所在地	連絡先
9	日本システムバンク (株)	福井市中央 3-5-21	電話：0776-30-1910 FAX：0776-30-1920 mail：ecopla@syb.co.jp
10	三谷不動産(株)	福井市中央 3-1-5	電話：0776-23-2380 FAX：0776-23-2314 mail：fukuichuo@apamanshop-fc.com
11	(株)住みかえ情報館 福井営業所	福井市御幸 3-16-25	電話：0776-22-2022 FAX：0776-22-3766 mail：fukui@sumikae.co.jp
12	(株)クロダハウス 福井支店	福井市高木中央 3-207	電話：0776-52-3710 FAX：0776-52-2710 mail：fukuikita@apamanshop-fc.com
13	森川不動産(株)	福井市毛矢 2-11-5	電話：0776-36-8787 FAX：0776-36-1166 mail：fukui@apamanshop-fc.com
14	(株)R.style	福井市経栄 1-704-1	電話：0776-28-7070 FAX：— mail：yusuke.mitamura@gmail.com
15	丸美建設不動産(株)	鯖江市当田町 10 字 2 番地 1	電話：0778-62-2929 FAX：0778-62-2978 mail：—
16	ぱんだ不動産(株)	坂井市春江町江留中 16-30	電話：090-9763-5688 FAX：0776-51-3059 mail：s@capital-japan.com
17	(株)宮永不動産	福井市光陽 3 丁目 1-30	電話：0776-50-2813 FAX：0776-50-2819 mail：info@miya-f.jp
18	ナカノ住宅開発(株)	福井市若杉 2 丁目 1 525番地	電話：0776-35-6160 FAX：0776-34-3730 mail：info@nakano-iyutaku.com
19	丸岡土地開発(株)	坂井市丸岡町東陽 1 -25	電話：0776-67-0299 FAX：0776-66-7165 mail：—
20	(株)レントバンク	福井市二の宮 4-1 -5	電話：0776-50-6217 FAX：0776-50-6218 mail：info@rentbank.co.jp
21	(株)カネイチ	鯖江市北野町 12-13	電話：0778-51-8855 FAX：0778-52-0067 mail：info@n-kaneihi.co.jp
22	フジモト不動産(株)	鯖江市東鯖江 2-7-5	電話：0778-52-6105 FAX：0778-53-0246 mail：fuji-f@fujimoto-f.co.jp

(協力店一覧)

	事業所の商号 または名称	所在地	連絡先
23	(株)アイサーブ 駅チカ不動産	福井市大手 2-3-1	電話：0120-863-680 FAX：0776-97-5243 mail：sougou@i-serve.jp
24	(株)リアルエステー ト福井	坂井市坂井町下兵庫 225-29-1	電話：080-6352-0371 FAX：0776-72-0146 mail：real_estate_fukui@yahoo.co.jp
25	(株)住みかえ情報館 武生営業所	越前市高瀬 1-32-20	電話：0778-22-1432 FAX：0778-22-5196 mail：takefu@sumikae.co.jp
26	(株)住みかえ情報館 敦賀営業所	敦賀市清水 2-3-15	電話：0770-22-0440 FAX：0770-22-2044 mail：tsuruga@sumikae.co.jp
27	(株)日章土地	敦賀市三島町 2-1-4	電話：0770-23-5363 FAX：0770-23-5563 mail：info@nissyuu-t.co.jp
28	オーケー不動産	福井市春山 2-8-9	電話：0776-23-6205 FAX：0776-23-6205 mail：ok.fudousan.fukui@gmail.com
29	(株)大栄土地	敦賀市本町 2-11-7	電話：0770-23-3291 FAX：0770-23-3206 mail：y.matsunaga@daieitochi.com

4. 公的賃貸住宅一覧

公的賃貸住宅の入居要件は複雑なものが多いため、要配慮者の方にお伝えする前に、必ず問い合わせ先に確認をお願いします。

なお、一覧表中では、下記の表示に留意して下さい。

- ・特定優良賃貸住宅（下記一覧の区分では「特優賃」と表示します。）
- ・特定公共賃貸住宅（下記一覧の区分では「特公賃」と表示します。）
- ・高齢者向け優良賃貸住宅（下記一覧の区分では「高優賃」と表示します。なお、（）内は、入居対象者を示しています。）
- ・地域優良賃貸住宅（下記一覧の区分では「地優賃」と表示します。なお、（）中は、入居対象者を示しています。）

【公営住宅】				
福井県	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が2名必要です。 （1名とすることが可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：福井県内在住 所得：入居者と同程度以上 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	町屋団地	公営住宅	福井市松本1丁目	のれん会県営住宅 管理センター 0776-43-1002
	上野団地	公営住宅	福井市上野本町新	
	大安寺団地	公営住宅	福井市南檜原町	
	霞ヶ丘団地	公営住宅	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目	
	社団地	公営住宅	福井市運動公園2丁目	南部地域管理センター 0776-33-2500
	杉の木台団地	公営住宅	福井市三十八社町	
	下荒井団地	公営住宅	福井市下荒井町	
	清水グリーンハイツ	公営住宅	福井市グリーンハイツ2丁目	
	御幸タウン	公営住宅	鯖江市御幸町3丁目	
	北日野団地	公営住宅	越前市矢放町	

【公営住宅、改良住宅、シルバーハウジング、定住促進住宅】				
福井市	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること（単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・市営住宅の滞納が無いこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） <ul style="list-style-type: none"> 所在地：福井市内在住（親族は市外可） 所得：入居者と同程度以上 その他：公営住宅に入居していない ※シルバーハウジングは60歳以上限定です。		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	月見団地	改良住宅	福井市月見2丁目	福井市 市営住宅課 0776-20-5570
	湊団地	公営住宅	福井市湊町	
	江端団地	公営住宅	福井市江端町	
	福団地	公営住宅、 シルバーハウジング	福井市福新町	
	社団地	公営住宅	福井市運動公園2丁目	
	立矢団地	改良住宅	福井市足羽3丁目	
	東安居団地	公営住宅	福井市豊岡2丁目	
	新田塚団地	公営住宅	福井市新田塚2丁目	
	経田団地	改良住宅	福井市大宮2丁目	
	新保団地	改良住宅	福井市新保1丁目	
	上野団地	公営住宅	福井市上野本町新	
	森田東団地	公営住宅	福井市河合寄安町	
越廼定住促進住宅	定住促進住宅	福井市菜崎町		
【特公賃、地優賃】				
主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること（単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金については、各問い合わせ先に確認してください ・連帯保証人が1名必要です。（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ※特公賃には税金の滞納が無いことが要件として追加されます。（詳細は問い合わせ先に確認して下さい）			
団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先	
福団地	特公賃	福井市福新町	福井市市営住宅課 0776-20-5570	
新田塚団地	特公賃	福井市新田塚2丁目		
サンホーム一乗	地優賃（高齢者）	福井市勝見3丁目	（福）光明寺福祉会 0776-50-2678	
ヴィルヌーブあさくら	地優賃（高齢者）	福井市豊島1丁目	（福）一乗谷友愛会 0776-41-8400	
まちよかハウス	地優賃（高齢者、 障がい者、新婚世帯、 子育て世帯等）	福井市松本2丁目	（株）ケア・フレンズ 0776-27-5816	

【公営住宅、改良住宅】			
主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・過去に市営住宅等の滞納が無いこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：敦賀市内在住 所得：入居者と同程度以上 その他：市営住宅に入居していない 		
	団地等名称	区分	所在地
清水団地	公営住宅	敦賀市清水町 1 丁目	敦賀市 住宅政策課 0770-22-8140
新津内団地	公営住宅	敦賀市本町 2 丁目、白銀町	
東洋団地	公営住宅	敦賀市東洋町	
開団地	公営住宅	敦賀市開町	
三島団地	公営住宅	敦賀市三島町 3 丁目	
松栄団地	公営住宅	敦賀市松栄町	
三楽園団地	公営住宅、改良住宅	敦賀市松葉町	
和久野団地	公営住宅	敦賀市新和町 1 丁目	
桜ヶ丘団地	公営住宅、改良住宅	敦賀市桜ヶ丘町	
【特優賃、高優賃、地優賃】			
主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、各問い合わせ先に確認して下さい <p>※特公賃には税金の滞納が無いことが要件として追加されます。</p>		
	団地等名称	区分	所在地
和久野団地	特公賃	敦賀市新和町 1 丁目	敦賀市住宅政策課 0770-22-8140
TAKAHIRO マンション	特優賃	敦賀市相生町	(有)サトーホームズ 0770-21-3303
M.E マンション	特優賃	敦賀市津内町 2 丁目	株昭和不動産 0770-23-6111
Sky.Time	特優賃	敦賀市津内町 2 丁目	
マンション Jewel	特優賃	敦賀市清水町 1 丁目	
バイスイート	地優賃（高齢者、障がい者、新婚世帯、子育て世帯等）	敦賀市港町	
ラフォーレ・M		敦賀市清水町 2 丁目	
スカイ LD104	高優賃（高齢者）	敦賀市昭和町 1 丁目	株家高不動産 0770-22-5500

敦賀市

【公営住宅】				
小 浜 市	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：小浜市内在住 所得：入居者と同程度以上 その他：小浜市営住宅に入居していない 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	山手団地	公営住宅	小浜市山手二丁目、水取四丁目	小浜市 都市整備課 0770-64-6026
	後瀬団地	公営住宅	小浜市後瀬町	
	城内団地	公営住宅	小浜市城内二丁目	
	北山手団地	公営住宅	小浜市山手一丁目	
	東山手団地	公営住宅	小浜市山手二丁目	
	釣姫団地	公営住宅	小浜市山手三丁目	
	遠敷第3団地	公営住宅	小浜市遠敷八丁目	
	中の宮団地	公営住宅	小浜市金屋	
生守団地	公営住宅	小浜市生守		

大野市	【公営住宅、定住促進住宅】			
	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：福井県内在住 所得：入居者と同程度以上 ※定住促進住宅は、子育て世帯、移住者（市外から移住して2年以内のもの）、新婚世帯（婚姻後2年以内のもの、婚約予定のもの）に限る。		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	中挾団地	公営住宅	大野市中挾三丁目	大野市交通住宅まちづくり課 0779-64-4815
	国時団地	公営住宅、 定住促進住宅	大野市国時町	
	【特優賃、特公賃、地優賃、高優賃】			
	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金・連帯保証人については、各問い合わせ先に確認して下さい ※特公賃には税金の滞納が無いことが要件として追加されます。		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	中挾団地	特公賃	大野市中挾三丁目	大野市交通住宅まちづくり課 0779-64-4815
	東二番町家住宅	特優賃（高齢者、 障がい者、新婚世帯、 子育て世帯等）	大野市元町	大野市交通住宅まちづくり課 0779-64-4815
西二番町家住宅	大野市明倫町			
コーポ花山	高優賃	大野市牛ヶ原	（社）光明寺福祉会 0779-65-7132	
コーポめいりん	地優賃	大野市明倫町		

【公営住宅、定住促進住宅】				
勝山市	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分（定住促進住宅は家賃の2か月分） ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：勝山市内在住 所得：入居者と同程度以上 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	栄町住宅	公営住宅	勝山市栄町 1 丁目	勝山市 営繕課 0779-88-8128
	南大橋住宅	公営住宅	勝山市遅羽町大袋	
	本町住宅	公営住宅	勝山市本町 1 丁目	
	旭住宅	公営住宅	勝山市旭毛屋町	
旭毛屋住宅	定住促進住宅	勝山市旭毛屋町		

鯖江市	【公営住宅】			
	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：福井県内在住 所得：入居者と同程度以上 続柄：入居者と続柄が近い方 その他：公営住宅に入居していない 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	平井団地	公営住宅	鯖江市平井町	鯖江市 公園住宅課 0778-53-2240
	鳥羽団地	公営住宅	鯖江市鳥羽3丁目	
	舟津団地	公営住宅	鯖江市舟津町3丁目	
	新町団地	公営住宅	鯖江市新町	
	定次団地	公営住宅	鯖江市定次町	
	【特公賃】			
	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） 		
団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先	
定次団地	特公賃	鯖江市定次町	鯖江市公園住宅課 0778-53-2240	

【公営住宅】				
あ わ ら 市	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・ 同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・ 一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・ 税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・ 入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・ 敷金：家賃の3か月分 ・ 連帯保証人が2名必要です。 ・ 連帯保証人の要件（原則） 所在地：福井県内在住 所得：入居者と同程度以上 その他：公営住宅に入居していない 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	馬場第二団地第1棟	公営住宅	あわら市大溝二丁目	あわら市 建設課 0776-73-8031
	馬場第二団地第2棟	公営住宅	あわら市大溝二丁目	
	稲越(鉄筋)団地	公営住宅	あわら市市姫四丁目	
	旭団地第1棟	公営住宅	あわら市自由ヶ丘1丁目	
	旭団地第2棟	公営住宅	あわら市自由ヶ丘1丁目	
	北金津団地	公営住宅	あわら市花乃杜四丁目	
田中々団地	公営住宅	あわら市田中々		

【公営住宅】			
主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所 得：入居者と同程度以上 その他：公営住宅に入居していない 		
団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
武生南団地	公営住宅	越前市南二丁目、三丁目	越前市建築住宅課 0778-22-3074
春日団地	公営住宅	越前市若竹町	
緑団地	公営住宅	越前市平和町	
馬塚団地	公営住宅	越前市広瀬町	
芝原団地	公営住宅	越前市芝原一丁目	
村国団地	公営住宅	越前市村国一丁目	
村国北団地	公営住宅	越前市村国三丁目	
八王子団地	公営住宅	越前市国高二丁目	
馬上免団地	公営住宅	越前市馬上免町	
上太田団地	公営住宅	越前市上太田町	
王子保団地	公営住宅	越前市四郎丸町	
北日野団地	公営住宅	越前市矢放町	
藤の木団地	公営住宅	越前市四郎丸町	
家久団地	公営住宅	越前市家久町	
行松団地	公営住宅	越前市行松町	
粟田部中央団地	公営住宅	越前市粟田部町中央 1 丁目	
朽飯団地	公営住宅	越前市朽飯町	
西櫛尾団地	公営住宅	越前市西櫛尾町	
【高優賃】			
主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、各問い合わせ先に確認して下さい 		
団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
藤の杜	高優賃（高齢者）	越前市北府三丁目	三洋土地開発(株) 0778-23-2355
フォーユーエクセル わかたけ	高優賃（高齢者）	越前市堀川町	(一社)わかたけ共 済部 0778-22-6767
越前いきいき健康館	高優賃（高齢者）	越前市高瀬二丁目	社会福祉法人一真 会 0778-22-2500 (越前いきいき健 康館)

越前市

【公営住宅、改良住宅】			
坂井市	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：福井県在住 所得：入居者と同程度以上 その他：公営住宅に入居していない 市税等の滞納なし 公営住宅の連帯保証人となっていないこと 	
	団地等名称	区分	所在地
	立田団地	公営住宅	坂井市三国町緑ヶ丘二丁目
	新緑ヶ丘団地	公営住宅	坂井市三国町緑ヶ丘四丁目
	三国東団地	公営住宅	坂井市三国町三国東四丁目
	水居団地	公営住宅	坂井市三国町水居
	愛宕団地	公営住宅	坂井市丸岡町愛宕
	霞ヶ丘団地	公営住宅	坂井市丸岡町霞ヶ丘3丁目
江留上改良団地	改良住宅	坂井市春江町江留上大和、 江留上昭和	
朝日団地	公営住宅	坂井市坂井町朝日5丁目、6 丁目	
【特公賃】			
坂井市	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） 	
	団地等名称	区分	所在地
朝日団地	特公賃	坂井市坂井町朝日5丁目、6 丁目	
問い合わせ先 坂井市 都市計画課 0776-50-3052			

Ⅲ 付録編

【公営住宅】				
永平寺町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。（家賃債務保証会社の保証も可。） ・連帯保証人の要件（原則） 所得：入居者と同程度以上 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	志比塚団地	公営住宅	吉田郡永平寺町松岡志比塚	永平寺町 建設課 0776-61-3948
	松原団地	公営住宅	吉田郡永平寺町松岡松ヶ原 3丁目	
	越坂団地	公営住宅	吉田郡永平寺町松岡越坂 1 丁目	
諏訪間団地	公営住宅	吉田郡永平寺町諏訪間		
【特公賃】				
永平寺町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい。 ・税金の滞納が無いこと（詳細は、問い合わせ先に確認して下さい） 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	越坂団地	特公賃	吉田郡永平寺町松岡越坂 1 丁目	永平寺町 建設課 0776-61-3948

【特公賃】				
池田町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	学園中央団地	特公賃	池田町山田	池田町 総務財政課 0778-44-8003
新保角間団地	特公賃	池田町菅生		

南越前町	【公営住宅】			
	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） <ul style="list-style-type: none"> 所在地：福井県内在住 所得：入居者と同程度以上 その他：公営住宅に入居していない 独立の生計を営んでいる 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	関ヶ鼻公営住宅	公営住宅	南越前町関ヶ鼻	南越前町 建設整備課 0778-47-8003
	桜町町営住宅	公営住宅	南越前町牧谷	
	ニュー今庄ハイツ団地	公営住宅	南越前町今庄	
	大鶴目住宅団地	公営住宅	南越前町今庄	
	甲楽城公営住宅	公営住宅	南越前町甲楽城	
	【特公賃・地優賃】			
	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） 		
団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先	
桜町町営住宅	特公賃	南越前町牧谷	南越前町 建設整備課 0778-47-8003	
ニュー今庄ハイツ団地	特公賃	南越前町今庄		
東大道住宅	地優賃	南越前町東大道		
丸山団地	地優賃	南越前町河野		

【公営住宅】				
越前町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が2名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） <ul style="list-style-type: none"> 所在地：1人は越前町在住 所得：収入がある者 その他：公営住宅に入居していない 連帯保証人同士は同一生計でない 連帯保証人のうち1人は、入居者の身元引受人となる 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	西田中駅前団地	公営住宅	越前町東内郡4丁目	越前町 定住促進課 0778-34-8727
	西田中さざんか団地	公営住宅	越前町西田中1丁目	
	朝日団地	公営住宅	越前町朝日	
	気比庄南団地	公営住宅	越前町気比庄	
	越前陶芸村住宅	公営住宅	越前町小曾原	
	雄山住宅	公営住宅	越前町小曾原	
	鳥越住宅	公営住宅	越前町樫津	
	南団地	公営住宅	越前町織田	
西多古団地	公営住宅	越前町平等		
【特公賃】				
主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） 			
団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先	
朝日団地	特公賃	越前町朝日	越前町 定住促進課 0778-34-8727	
鳥越住宅	特公賃	越前町樫津		
西多古団地	特公賃	越前町平等		

【公営住宅】				
美 浜 町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の24か月分 ・連帯保証人が1名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所 得：入居者と同程度以上 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	早瀬宮前住宅	公営住宅	美浜町早瀬	美浜町 土木建築課 0770-32-6707
	久々子住宅	公営住宅	美浜町久々子	
	美浜中前住宅	公営住宅	美浜町麻生	
	岡谷住宅	公営住宅	美浜町河原市	
小倉住宅	公営住宅	美浜町佐柿		

【公営住宅】				
高 浜 町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が2名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所 得：入居者と同程度以上 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	水明団地	公営住宅	高浜町水明	高浜町 建設整備課 0770-72-7702
	緑ヶ丘団地	公営住宅	高浜町緑ヶ丘1丁目	

Ⅲ 付録編

【公営住宅】				
お お い 町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・税金の滞納が無いこと（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金：家賃の3か月分 ・連帯保証人が2名必要です。 ・連帯保証人の要件（原則） 所在地：要件無 所得：入居者と同程度以上 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	町営長井住宅	公営住宅	おおい町長井第41号	おおい町 建設課 0770-77-4057
町営崎山住宅	公営住宅	おおい町名田庄三重第41号		
【特公賃】				
若 狭 町	主な入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するため、住宅を必要とすること ・同居する親族がいること （単身入居が可能な場合もありますので、問い合わせ先に確認して下さい） ・一定の収入以下であること（詳細は問い合わせ先に確認して下さい） ・入居者、同居者等が暴力団員でないこと ・敷金、連帯保証人については、問い合わせ先に確認して下さい ・税金の滞納が無いこと（詳細は、問い合わせ先に確認して下さい） 		
	団地等名称	区分	所在地	問い合わせ先
	本郷特定公共賃貸住宅	特公賃	おおい町本郷第146号	おおい町 建設課 0770-77-4057

若狭町

現在、募集を行う見込みがある施設はありません。

5. 家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧

家賃債務保証の業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による家賃債務保証業者の登録制度が創設され、国が、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を登録し、その情報を公表することにより、家賃債務保証業者選択の判断材料として活用することが可能です。

最新の情報は以下のHPに掲載されています。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000028.html



(家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧 (令和6年3月31日時点))

事業者名	本社所在地	福井県 対象
株式会社リノフォルティツユア	東京都港区芝浦4丁目9番25号	○
日商ギャランティー株式会社	兵庫県神戸市中央区元町通5丁目4-3	
株式会社近畿保証サービス	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号	
一般財団法人高齢者住宅財団	東京都千代田区神田錦町1丁目21番1号 ヒューリック神田橋ビル4階	○
ハウスリーブ株式会社	東京都港区海岸3-20-20	○
フォーシーズ株式会社	東京都港区新橋5-13-7	○
日本セーフティー株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号	○
株式会社賃貸保証サービス	宮城県仙台市青葉区中央3丁目10番12号	
株式会社コマージュ福岡	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16番14号リフ アレンス駅東ビル	
あんしん保証株式会社	東京都品川区東品川四丁目12-4	○
ブラザ賃貸管理保証株式会社	東京都中野区新井1丁目8番8号レオパレス中野ビル6階	○
株式会社レキオス	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16	
レントエール株式会社	大阪府堺市中区深井沢町3125アートビル3階	
株式会社エポスカード	東京都中野区中野4丁目3番2号	○
全保連株式会社	沖縄県那覇市字天久905	
株式会社ラクーンレント	東京都中央区日本橋蛸殻町1-14-14	○
エルズサポート株式会社	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー	○
株式会社エフアール信用保証	大阪府大阪市天王寺区上汐4-3-11	
ジェイリース株式会社	大分県大分市都町1丁目3番19号大分中央ビル7階	○
株式会社 Casa	東京都新宿区西新宿2-6-1	○
株式会社ジョイフルサポート	福岡県北九州市八幡東区山王1丁目11番1号	
リビングネットワークサービス株式会社	京都府京都市下京区因幡堂町655番地	

Ⅲ 付録編

(家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧 (令和6年3月31日時点))

事業者名	本社所在地	福井県 対象
株式会社 P-Rent	東京都新宿区百人町2-24-13 百人町城和ハイツ 103号室	
株式会社いえらぶパートナーズ	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル25階	
株式会社ダ・カーポ	東京都中央区八丁堀1-9-6 吉半八重洲通りビル5 階	
株式会社バーチャルペイメント	東京都千代田区岩本町2-11-2イトーピア岩本町二丁目ビ ル3階	○
賃住保証サービス株式会社	東京都江戸川区一之江8-4-3	
アーク株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通2丁目8番2号	
アークシステムテクノロジー 株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目3番11号KDX博 多南ビル9階	○
株式会社アルファー	鹿児島県鹿児島市照国町15番15号	
特定非営利活動法人抱樸	福岡県北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号	
アイ・シンクレント株式会社	東京都品川区上大崎二丁目25番5号	
株式会社スマイルサポート	茨城県つくば市竹園2丁目3-17	
株式会社エントランス	兵庫県姫路市飾磨区今在家3丁目105-2 エントラン スビル	
旭化成賃貸サポート株式会社	東京都千代田区神田神保町1-105	
株式会社イントラスト	東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル2階	○
株式会社にじいろライフ	東京都港区六本木7-18-18 住友不動産六本木通 ビル10階	○
日本賃貸保証株式会社	千葉県木更津市羽鳥野6-21-4	○
株式会社ルームバンクインシュア	東京都豊島区西池袋1-18-2 藤久ビル西1号館4階	
ニッポンインシュア株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビ ル6階	
興和アシスト株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町1-4-8 瓦町恒和ビル	
日本賃貸住宅保証機構株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-2-22 マルイトOBPビル3F	
株式会社ギャランティー・アン ド・ファクタリング	熊本県熊本市中央区辛島町4番35号	
レスト・ソリューション株式会社	東京都千代田区飯田橋3-3-9 千代田 VERDA ビル3階	
株式会社プレミアライフ	東京都千代田区麹町2-4-1	
株式会社クレデンス	東京都千代田区飯田橋1-3-2	○
アールエムトラスト株式会社	東京都中央区日本橋茅場町3-7-6 茅場町スクエア ビル7F	

(家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧 (令和6年3月31日時点))

事業者名	本社所在地	福井県 対象
株式会社えるく	愛媛県松山市千舟町3-3-8	
株式会社フェア-信用保証	沖縄県那覇市西1-19-7	
株式会社アドヴェント	東京都豊島区池袋2-42-6 倉田ビル8階	
株式会社アセット・アイ	長野県伊那市中央4561-7	
ナップ賃貸保証株式会社	東京都千代田区麹町3-5-2	
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台	宮城県仙台市青葉区二日町4-26 リバティ-ハイツ 二日町102	
スターリンク株式会社	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 マルショウビル5階	
株式会社あんど	千葉県船橋市湊町2-5-4 藤代ビル302号室	
株式会社カ+インベストメント	東京都世田谷区北沢2-10-15	○
株式会社サポート365	香川県高松市寿町1-2-5 井門高松ビル1階	
有限会社てるまさリース	沖縄県那覇市泉崎一丁目12番15号	
セキスイユニディア株式会社	東京都港区芝2-13-4 住友不動産芝ビル4号館2階	○
株式会社アース賃貸保証	東京都中央区銀座四丁目14番6号	
ジャストサービス株式会社	茨城県水戸市南町2-4-39	
株式会社くらしケア	愛知県名古屋市千種区小松町6-11-3 OS・SKY マンションレスカール大久手201号室	
株式会社宅建ブレインズ	東京都千代田区飯田橋3-11-14GS千代田ビル 5階	
株式会社 A-S	東京都新宿区高田馬場3-12-25 石田ビル3階	
株式会社ベステックス	東京都文京区本郷2-39-3	
株式会社アクシスコミュニティ	東京都台東区東上野2-18-22S&Uビル5階	
株式会社ワズスタンド	東京都港区東麻布1-3-8 5階	
新日本信用保証株式会社	東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル13階	
株式会社アルファ保証	東京都新宿区神楽坂6-22	
株式会社日専連ジェミス	北海道帯広市西2条南8丁目8番地	
株式会社レグリオ	愛知県名古屋市北区城見通3-5 日販名古屋ビル6階	
株式会社アーネット	福岡県福岡市博多区博多駅東1-11-5 アサコ博多ビル 6階	○
株式会社アイ・ギャラン	東京都新宿区西新宿七丁目8番2号福八ビル6階	
アラームボックス株式会社	東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル8階	
特定非営利活動法人生活困窮・ ホームレス自立支援ガンバの会	千葉県市川市八幡3-28-23 本八幡イーストビ ル3階	
GUARANTEEINTERNATIO	東京都千代田区岩本町2-11-2 イトーピア岩本町二丁	○

Ⅲ 付録編

(家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧 (令和6年3月31日時点))

事業者名	本社所在地	福井県 対象
NAL 株式会社	目ビル3階	
パブリックアソシエイツ株式会 社	大阪府中央区淡路町 1 丁目 4-9TPR北浜ビル 602 号室	
株式会社大阪宅建サポートセン ター	大阪府大阪市中央区南新町 2 丁目 2 番 10 号	
株式会社にじいろインシュア	東京都港区六本木 7-18-18 住友不動産六本木通ビル 10 階	○
株式会社ふれんず宅建保証	福岡県福岡市博多区古門戸町 1-13-2F	
スリーエー株式会社	兵庫県神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易セン タービル8F	
株式会社 JPMC ファイナンス	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 2 号	○
大成賃貸保証株式会社	東京都港区赤坂 3-2-8	
株式会社アイウィッシュ	東京都目黒区東山 2 丁目 1 番 2 号	
キャピタルハウス株式会社	東京都中央区八重洲 2-1-4 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルスクエア 601	
日本サポート株式会社	山梨県甲府市上石田 1-3-18	
ほっと保証株式会社	北海道札幌市中央区大通西 9 丁目 1-18	○
株式会社レクストレントプラス	大阪府大阪市中央区本町 2 丁目 6 番 10 号	
あんしんグループ株式会社	神奈川県川崎市宮前区鷺沼 2-13-3	
株式会社 TTRUST	神奈川県横浜市西区北幸 2-9-10 HSビル8階	○
株式会社K・ライズホールディ ングス	高知県高知市杉井流 5 番 18 号	
マリン保証株式会社	福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 5-9 天神マリンビル 4 階	
ナガワ信用保証株式会社	東京都台東区東上野 1-17-2 第二江口ビル3F	
株式会社ひなた保証	宮崎県宮崎市橘通東 4-3-5	
株式会社 Gentle	兵庫県西宮市北六甲台一丁目 26-1	
株式会社帝国商事	大阪府和泉市和田町 201-1	
SFビルサポート株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号	
アシスト株式会社	愛知県岡崎市伊賀町字西郷中 86-2	
西日本総合保証株式会社	京都府京都市右京区西院平町 37-2 日動ビル 3F	
株式会社インシュアランス	大阪府大阪市中央区南船場三丁目 6 番 10 号	
株式会社レジデンシャルサービ ス	東京都港区芝三丁目 8 番 2 号	

(家賃債務保証業者登録制度 登録事業者一覧 (令和6年3月31日時点))

事業者名	本社所在地	福井県 対象
株式会社スマートクレジット	神奈川県横浜市西区南幸2-20-5 KDX 横浜リバー サイド1階	
株式会社 HOTOKE	福岡県福岡市南区野間一丁目10番7号	
株式会社あんど	東京都日野市日野本町3丁目8-3	
株式会社 r h w a r r a n t y	東京都中央区新川1丁目21-2 茅場町タワー2階	

6. 市町別相談窓口等一覧

各市町の相談窓口や支援制度、支援団体等を確認したい場合はこちらを確認しましょう。
 なお、掲載している制度は、要配慮者の安定した居住に特に必要と考えられる、住宅支援・見守りサービスに相当する支援・金銭的支援に関するものを掲載しています。

福井市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(福井市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	住宅政策課	0776-20-5571
登録住宅窓口	住宅政策課	0776-20-5571
公的賃貸住宅に関する窓口	市営住宅課	0776-20-5570
福祉事務所	生活支援課	0776-20-5404
社会福祉協議会	福井市社会福祉協議会	0776-26-1853

(要配慮者別窓口(福井市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	生活支援課	0776-20-5404	
	福祉総合相談室よりそい	0776-20-5580	福井市役所内
高齢者	ほやねっと明倫	0776-33-5777	<担当地区>豊・木田
	ほやねっとあたご	0776-33-6800	<担当地区>足羽・湊
	ほやねっと中央北	0776-28-7271	<担当地区>春山・宝永・松本
	ほやねっと不死鳥	0776-20-5683	<担当地区> 順化・日之出・旭
	ほやねっとあずま	0776-28-8511	<担当地区>和田・円山
	ほやねっと大東	0776-53-4092	<担当地区> 啓蒙・岡保・東藤島
	ほやねっと九頭竜	0776-57-0040	<担当地区>中藤島・森田
	ほやねっと北	0776-25-2510	<担当地区> 西藤島・河合・明新
	ほやねっとみなみ	0776-43-1316	<担当地区>清明・麻生津
	ほやねっと社	0776-36-1246	<担当地区>社南・社北・社西
ほやねっと光	0776-35-0313	<担当地区> 日新・東安居・安居・一光・殿下・越廼・清水西・清水東・清水南・清水北	

(要配慮者別窓口 (福井市))

	名称	電話番号	備考
高齢者	ほやねっと川西	0776-97-8003	<担当地区> 大安寺・国見・鶉・棗・鷹巣・ 本郷・宮ノ下
	ほやねっと東足羽	0776-41-4135	<担当地区>
	ほやねっと東足羽 (すいだに相談所)	0776-90-3858	酒生・一乗・上文殊・文殊・六 条・東郷・美山
	地域包括ケア推進課	0776-20-5400	
障がい者	障がい福祉課	0776-20-5435	手帳の交付、医療費の助成、手 当の支給、障がい福祉サービ スの利用等
	地区障がい相談支援事業所 ほくとう	0776-43-1229	<担当地区>春山・松本・宝 永・順化・日之出・旭・啓蒙・ 岡保・東藤島・和田・円山
	地区障がい相談支援事業所 ほくせい	080-8998-0033	<担当地区>鶉・棗・鷹巣・本 郷・宮ノ下・国見・大安寺・中 藤島・森田・河合・西藤島・明 新
	地区障がい相談支援事業所 なんとう	0776-41-2334	<担当地区>豊・木田・酒生・ 一乗・上文殊・文殊・六条・東 郷・美山・清明・麻生津
	地区障がい相談支援事業所 なんせい	0776-50-6572	<担当地区>足羽・湊・社南・ 社北・社西・日新・東安居・安 居・一光・殿下・清水東、西、 南、北・越廼
	発達障がい相談支援事業所	0776-97-5731	<担当地区>市内全域
	福井市障がい者基幹相談支援セ ンター	0776-50-3823	福井市の中核的な相談機関
外国人	住宅政策課	0776-20-5571	住まいに関すること
ひとり親	福井市ひとり親家庭就業・自立 支援センター	0776-20-5140	福井市役所内

III 付録編

(支援制度一覧(福井市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	電話番号
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	生活支援課	0776-20-5404
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う	福祉総合相談室よりそい	0776-20-5580
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	介護保険課	0776-20-5715
	ひとり暮らし等高齢者登録	65歳以上のひとり暮らしの高齢者や65歳以上の高齢者のみの世帯等で、親族との交流機会が少ないなど在宅生活に不安がある方について高齢者自身や家族の状況を登録し、民生児童委員など地域の支援者が見守りを行う	地域包括ケア推進課	0776-20-5400
	緊急通報体制整備事業(Ⅱ-17)	ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、疾病を持ち緊急時の対応が不安な方に対し通報システムの装置をレンタル(携帯をお持ちの方は短縮ボタンの利用)もしくは見守りICT機器の設置を行う		
えがおでサポート事業	ひとり暮らし等高齢者登録をされている軽作業の援助が必要と認められる方で、市民税非課税又は均等割りの世帯の高齢者等に対して買い物代行、清掃、除草等の日常生活における軽作業の援助を行う			
高齢者・障がい者	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	高齢者・障がい者の方の福祉サービスの利用や金銭管理の援助、書類等の預かりサービスを行う。	福井市社会福祉協議会	0776-22-0225
ひとの親	母子家庭等日常生活支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	福井市ひとり親家庭就業・自立支援センター	0776-20-5140
	母子家庭等自立支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を支給		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細は各窓口にお問い合わせください。

(その他の支援団体等(福井市))

	組織名称	取組概要	電話番号	住所
障 が い 者	福井障害者職 業センター	就職に関する相談から就職後のフ ォローアップまでの一連の支援	0776-25-3685	福井市光陽 2 丁目 3-32
	スクラム福井	発達障がいのある方とその家族を 対象とした相談、療育支援、就労 支援、研修等	0776-22-0370	福井市光陽 2 丁目 3-36
	福井県難病支 援センター	難病患者の方とその家族を対象と した療養相談、就労支援相談、難 病研修会等	0776-52-1135	福井市四ツ井 2 丁 目 8-1

Ⅲ 付録編

敦賀市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(敦賀市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	住宅政策課	0770-22-8140
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	住宅政策課	0770-22-8140
福祉事務所	地域福祉課	0770-22-8118
社会福祉協議会	敦賀市社会福祉協議会	0770-22-3133

(要配慮者別窓口(敦賀市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	地域福祉課	0770-22-8123	保護係
	敦賀市自立促進支援センター	0770-22-3736	敦賀市社会福祉事業団
高齢者	長寿健康課	0770-22-8180	
	地域包括支援センター「長寿」	0770-22-8181	市内全域担当
	地域包括支援センター「あいあい」	0770-22-7272	栗野地区以外担当
	地域包括支援センター「なごみ」	0770-21-7530	栗野地区担当
障がい者	地域福祉課	0770-22-8176	障がい者支援係
	敦賀市障害者地域生活支援センター こだま	0770-20-4565	敦賀市社会福祉事業団
	敦賀市身体障害者相談支援センター あいあい	0770-22-8811	敦賀市社会福祉協議会
	地域活動支援センター はあとぽー とさくらヶ丘	0770-24-4848	二州青松の郷
	敦賀市立子ども発達支援センター パラレル	0770-22-7172	敬仁会
外国人	住宅政策課	0770-22-8140	住まいに関すること
ひとり親	子育て政策課	0770-22-8125	

(支援制度一覧(敦賀市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度 (Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	地域福祉課 保護係	0770-22-8123
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む) (Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	住環境整備事業	要介護認定者が在宅で生活するために行う洗面所改造や昇降機の取付等、住宅改修費用の一部を助成する	長寿健康課 高齢者福祉係	0770-22-8124
	介護保険制度 (Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	長寿健康課 認定・給付係	0770-22-8180
	ひとり暮らし高齢者等安否訪問事業	ひとり暮らしの高齢者を民生委員が訪問し、安否確認を行う	長寿健康課 高齢者福祉係	0770-22-8124
	緊急通報システム整備事業(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置を無償でレンタルする(通話料は使用者負担)		
障がい者	重度身体障害者住宅改造費助成事業	重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する場合、費用の一部を助成する	地域福祉課 障がい福祉推進係	0770-22-8176
	地域定着支援事業 (Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	地域福祉課 障がい者支援係	0770-22-8176
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	敦賀市社会福祉協議会	0770-22-3133
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、転宅資金や生活資金などの貸付を行う	子育て政策課 給付支援係	0770-22-8125

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

III 付録編

小浜市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(小浜市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	都市整備課 住宅管理グループ	0770-64-6026
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	都市整備課 住宅管理グループ	0770-64-6026
福祉事務所	小浜市福祉事務所	0770-64-6011
社会福祉協議会	小浜市社会福祉協議会	0770-56-5800

(要配慮者別窓口(小浜市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	市民福祉課 生活支援・総合相談グループ	0770-64-6011	
	小浜市自立促進支援センター	0770-56-5800	小浜市社会福祉協議会内
高齢者	高齢・障がい者元気支援課 地域包括支援センター	0770-64-6015	
障がい者	高齢・障がい者元気支援課 障がい者支援グループ	0770-64-6012	
外国人	都市整備課 住宅管理グループ	0770-64-6026	住まいに関すること
ひとり親	子ども未来課 子育て応援グループ	0770-64-6013	小浜市健康管理センター内

(支援制度一覧(小浜市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	市民福祉課 生活支援・総合相談グループ	0770-64-6011
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	高齢・障がい者元気支援課 介護保険・管理運営グループ	0770-64-6014
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	高齢・障がい者元気支援課 障がい者支援グループ	0770-64-6012
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	小浜市社会福祉協議会	0770-56-5800
ひとり	母子家庭等日常生活支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	子ども未来課 子育て応援グループ	0770-64-6128

(支援制度一覧(小浜市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

Ⅲ 付録編

大野市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(大野市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	交通住宅まちづくり課	0779-64-4815
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	交通住宅まちづくり課	0779-64-4815
福祉事務所	福祉課	0779-64-5142
社会福祉協議会	大野市社会福祉協議会	0779-65-8773

(要配慮者別窓口(大野市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	福祉課	0779-64-5142	
	大野市自立相談支援センターふらっと	0779-64-5440	大野福祉会
高齢者	健康長寿課	0779-65-7333	
	大野市地域包括支援センター	0779-65-5046	
障がい者	福祉課	0779-64-5142	
外国人	交通住宅まちづくり課	0779-64-4815	住まいに関すること
ひとり親	こども支援課	0779-64-5533	

(支援制度一覧(大野市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉課	0779-64-5142
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	健康長寿課	0779-65-7333
	緊急通報装置貸与(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする		
	生活支援型ホームヘルパー派遣事業	安否確認のために、高齢者宅をヘルパーが訪問する	地域包括支援センター	0779-65-5046
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	福祉課	0779-64-5142
障がい者	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	大野市社会福祉協議会	0779-65-8773

(支援制度一覧(大野市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
ひとり親	子育てライフサポート事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	こども支援課	0779-64-5533
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細については各連絡先にお問い合わせください。

Ⅲ 付録編

勝山市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(勝山市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	営繕課	0779-88-8128
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	営繕課	0779-88-8128
福祉事務所	福祉課 社会福祉係	0779-87-0777
社会福祉協議会	勝山市社会福祉協議会	0779-88-1177

(要配慮者別窓口(勝山市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	勝山市困りごと支援センターらいと	0779-88-1177	生活困窮に関すること
高齢者	健康体育課 介護福祉係	0779-87-0888	介護・高齢者福祉に関すること
	地域包括支援センター	0779-87-0900	高齢者の総合相談に関すること
障がい者	勝山市障害者生活支援センター	0779-88-1177	障がい全般に関すること
外国人	営繕課	0779-88-8128	住まいに関すること
ひとり親	こども課 子育て相談係	0779-88-8771	ひとり親に関すること

(支援制度一覧(勝山市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉課 社会福祉係	0779-87-0777
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う	勝山市社会福祉協議会	0779-88-1177
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	健康体育課 介護福祉係	0779-87-0888
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	福祉課 社会福祉係	0779-87-0777
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	勝山市社会福祉協議会	0779-88-1177
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	こども課 子育て相談係	0779-88-8771

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

鯖江市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(鯖江市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	公園住宅課	0778-53-2240
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	公園住宅課	0778-53-2240
福祉事務所	社会福祉課	0778-53-2264
社会福祉協議会	鯖江市社会福祉協議会	0778-51-0091

(要配慮者別窓口(鯖江市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	社会福祉課	0778-53-2216	
	自立促進支援センター	0778-25-3000	鯖江市役所内
高齢者	地域包括支援センター	0778-53-2265	
障がい者	社会福祉課	0778-53-2217	
外国人	公園住宅課	0778-53-2240	住まいに関すること
ひとり親	こどもまんなか課	0778-53-2224	

(支援制度一覧(鯖江市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	社会福祉課	0778-53-2216
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う	自立促進支援センター	0778-25-3000
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する		
	ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解等を目的に、民生委員が安否の確認をかねて定期的に訪問する	長寿福祉課	0778-53-2219
	緊急通報装置貸与(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする		
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	社会福祉課	0778-53-2217
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	鯖江市社会福祉協議会	0778-51-1839
ひとり親	母子家庭等日常生活支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	こどもまんなか課	0778-53-2224
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

III 付録編

あわら市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(あわら市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	建設課	0776-73-8031
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建設課	0776-73-8031
福祉事務所	あわら市福祉事務所	0776-73-8020
社会福祉協議会	あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253

(要配慮者別窓口(あわら市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	福祉課	0776-73-8020	
	あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253	
高齢者	健康長寿課	0776-73-8022	
	あわら地域包括支援センター	0776-73-8046	
障がい者	福祉課	0776-73-8020	
外国人	建設課	0776-73-8031	住まいに関すること
ひとり親	子育て支援課	0776-73-8021	

(支援制度一覧(あわら市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉課	0776-73-8020
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う	あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供	健康長寿課	0776-73-8022
障がい者	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253
ひとり親	母子家庭等日常生活支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	子育て支援課	0776-73-8021
	母子家庭等自立支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を支給		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

越前市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(越前市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	建築住宅課	0778-22-3074
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建築住宅課	0778-22-3074
福祉総合相談室	社会福祉課 福祉総合相談室	0778-42-5788
社会福祉協議会	越前市社会福祉協議会 地域福祉部	0778-22-8500

(要配慮者別窓口(越前市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	社会福祉課 福祉総合相談室	0778-42-5788	
	自立相談支援センター「くらしごとさぼーと」	0778-22-8500	越前市社会福祉協議会
高齢者	長寿福祉課	0778-22-3784	
障がい者	社会福祉課	0778-22-3004	
外国人	多文化共生総合相談ワンストップセンター	0778-22-3396	
ひとり親	子ども・子育て総合相談室	0778-22-3628	

(支援制度一覧(越前市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	社会福祉課	0778-22-1020
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う	社会福祉課 福祉総合相談室 越前市社会福祉協議会	0778-42-5788 0778-22-8500
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	長寿福祉課	0778-22-3715
	緊急通報装置貸与(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする	長寿福祉課	0778-22-3784
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	認知症等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	越前市社会福祉協議会	0778-22-8500
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	社会福祉課	0778-22-3004
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	越前市社会福祉協議会	0778-22-8500

(支援制度一覧(越前市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
ひとり親	母子家庭等日常生活支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	こども家庭センター	0778-22-3628
	ひとり親家庭福祉推進資金貸付	ひとり親家庭に、住宅補修資金、修学資金、就職支度資金等の貸付を行う		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

坂井市の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(坂井市))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	都市計画課	0776-50-3052
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	都市計画課	0776-50-3052
福祉事務所	坂井市福祉事務所	0776-50-3163
社会福祉協議会	坂井市社会福祉協議会	0776-68-5070

(要配慮者別窓口(坂井市))

	名称	電話番号	備考
低所得者	福祉総合相談課	0776-66-1112	
高齢者	高齢福祉課	0776-50-3040	
障がい者	社会福祉課	0776-50-3041	
外国人	都市計画課	0776-50-3052	住まいに関すること
ひとり親	子ども福祉課	0776-50-3043	

(支援制度一覧(坂井市))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉総合相談課	0776-50-3163
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		0776-66-1112
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	高齢福祉課	0776-50-3040
	緊急通報体制等整備事業(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする		
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	社会福祉課	0776-50-3041
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	坂井市社会福祉協議会	0776-67-0699
ひとり親	母子家庭等日常生活支援事業(Ⅱ-19)	ひとり親家庭の方が一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う	子ども福祉課	0776-50-3043
	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を支給		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う		

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

Ⅲ 付録編

永平寺町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(永平寺町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	えい住支援課	0776-61-3948
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建設課	0776-61-3948
福祉事務所	福井健康福祉センター	0776-36-2857
社会福祉協議会	永平寺町社会福祉協議会	0776-64-3000

(要配慮者別窓口(永平寺町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	福祉保健課	0776-61-3920	
	福井健康福祉センター	0776-36-2857	
高齢者	福祉保健課	0776-61-3920	
障がい者			
外国人	えい住支援課	0776-61-3922	住まいに関すること
ひとり親	子育て支援課	0776-61-7250	

(要配慮者別窓口(永平寺町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉保健課 福井健康福祉センター	0776-61-3920 0776-36-2857
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	福祉保健課	0776-61-3920
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う		
		日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	永平寺町社会福祉協議会
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	福井健康福祉センター	0776-36-2857

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

池田町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(池田町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	総務財政課	0778-44-8003
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	総務財政課	0778-44-8003
福祉事務所	丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-22-4135
社会福祉協議会	池田町社会福祉協議会	0778-44-7750

(要配慮者別窓口(池田町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	保健福祉課	0778-44-8000	
	丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-22-4135	
高齢者	保健福祉課	0778-44-8000	
障がい者			
外国人	住民税務課	0778-44-8001	
ひとり親	保健福祉課	0778-44-8000	

(支援制度一覧(池田町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	保健福祉課 丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-44-8000 0778-22-4135
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	保健福祉課	0778-44-8000
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う		
		日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	池田町社会福祉協議会
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-22-4135

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

Ⅲ 付録編

南越前町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(南越前町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	建設整備課	0778-47-8003
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建設整備課	0778-47-8003
福祉事務所	丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-22-4135
社会福祉協議会	南越前町社会福祉協議会	0778-47-3767

(要配慮者別窓口(南越前町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	保健福祉課	0778-47-8007	
	丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-22-4135	
高齢者	保健福祉課	0778-47-8007	
	地域包括支援センター	0778-47-8009	
障がい者	保健福祉課	0778-47-8007	
外国人	建設整備課	0778-47-8003	住まいに関すること
ひとり親	保健福祉課	0778-47-8007	

(支援制度一覧(南越前町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	保健福祉課 丹南健康福祉センター	0778-47-8007 0778-22-4135
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	保健福祉課	0778-47-8007
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	保健福祉課	0778-47-8007
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	南越前町社会福祉協議会	0778-47-3767
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	丹南健康福祉センター武生福祉保健部	0778-22-4135

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

越前町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(越前町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	定住促進課	0778-34-8727
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	定住促進課	0778-34-8727
福祉事務所	福井県丹南健康福祉センター	0778-51-0034
社会福祉協議会	越前町社会福祉協議会	0778-34-2388

(要配慮者別窓口(越前町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	障がい生活課	0778-34-8723	
	丹南健康福祉センター	0778-51-0034	
高齢者	地域包括支援センター	0778-34-8729	
障がい者	障がい生活課	0778-34-8723	
外国人	定住促進課	0778-34-8727	住まいに関すること
ひとり親	子ども未来課	0778-34-8725	

(支援制度一覧(越前町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	障がい生活課 丹南健康福祉センター	0778-34-8723 0778-51-0034
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	介護福祉課	0778-34-8715
	高齢者虐待および徘徊高齢者の相談	虐待や徘徊のおそれのある高齢者についての相談に応じ、必要に応じて家庭訪問や緊急時対応を行う	地域包括支援センター	0778-34-8729
	緊急通報装置設置(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする	介護福祉課	0778-34-8715
障がい者	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	越前町社会福祉協議会	0778-34-2388
	緊急通報装置設置(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする	介護福祉課	0778-34-8715
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	丹南健康福祉センター	0778-51-0034

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

Ⅲ 付録編

美浜町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(美浜町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	土木建築課	0770-32-6707
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	土木建築課	0770-32-6707
福祉事務所	二州健康福祉センター	0770-22-3747
社会福祉協議会	美浜町社会福祉協議会	0770-32-1164

(要配慮者別窓口 (美浜町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	健康福祉課	0770-32-6704	
	二州健康福祉センター	0770-22-3747	
高齢者 障がい者	健康福祉課	0770-32-6704	
外国人	土木建築課	0770-32-6707	住まいに関すること
ひとり親	こども未来課	0770-32-6713	

(支援制度一覧(美浜町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度 (住宅扶助含む)(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉課 二州健康福祉センター	0770-32-6704 0770-22-3747
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要支援者・要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	健康福祉課	0770-32-6704
	緊急通報装置の貸与(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする		
障がい者	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	美浜町社会福祉協議会	0770-32-1164
	重度身体障害者住宅改造費助成事業	重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する場合、費用の一部を助成する	健康福祉課	0770-32-6704
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	二州健康福祉センター	0770-22-3747

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

(その他の支援団体等一覧(美浜町))

	組織名称	取組概要	電話番号	住所
障がい者	基幹相談支援センター若狭ねっと	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預りサービス等	0770-62-0025	若狭町市場 21-8-7

高浜町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(高浜町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	建設整備課	0770-72-7702
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建設整備課	0770-72-7702
福祉事務所	若狭健康福祉センター	0770-52-1300
社会福祉協議会	社会福祉協議会 和田事務所	0770-72-2411

(要配慮者別窓口 (高浜町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	保健福祉課 福祉グループ	0770-72-5887	
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300	
高齢者	保健福祉課 福祉グループ	0770-72-5887	
	高浜町地域包括支援センター	0770-72-6120	
障がい者	保健福祉課 福祉グループ	0770-72-5887	
外国人	建設整備課	0770-72-7702	住まいに関すること
ひとり親	こども未来課	0770-72-6154	

(支援制度一覧(高浜町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度 (Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	保健福祉課 福祉グループ 若狭健康福祉センター	0770-72-5887
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		0770-52-1300
高齢者	介護保険制度 (Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	保健福祉課 福祉グループ	0770-72-5887
	緊急通報装置貸与(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする		
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	高浜町社会福祉協議会	0770-72-2411
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う		
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	若狭健康福祉センター	0770-52-1300

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

おおい町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(おおい町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	建設課	0770-77-4057
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建設課	0770-77-4057
福祉事務所	若狭健康福祉センター	0770-52-1300
社会福祉協議会	おおい町社会福祉協議会	0770-77-3415

(要配慮者別窓口(おおい町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	住民窓口課	0770-77-4053	
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300	
高齢者	住民窓口課	0770-77-4053	
	いきいき福祉課	0770-77-2760	
	おおい町地域包括支援センター	0770-77-2770	
障がい者	いきいき福祉課	0770-77-2760	
外国人	建設課	0770-77-4057	住まいに関すること
ひとり親	住民窓口課	0770-77-4053	

(支援制度一覧(おおい町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	住民窓口課 若狭健康福祉センター	0770-77-4053 0770-52-1300
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う		
	助け合い金庫貸付事業	生活困窮者に対し生活費の一部として、無利子で一時的に貸付		
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	いきいき福祉課	0770-77-2760
	高齢者緊急通報体制整備事(Ⅱ-17)	緊急通報システムの装置をレンタルする	いきいき福祉課 地域包括支援センター	0770-77-2760 0770-77-2770
	救急医療情報キットの配布	ひとり暮らし世帯などに、救急搬送に必要な情報が入った筒を配布する		
	一人暮らし高齢者、高齢者世帯の見守り	高齢者介護・福祉相談員や民生委員などが見守りを行う		
高齢者等見守りネットワーク事業	高齢者や障がい者の日常生活を地域全体で見守る			
	おおい町社会福祉協議会		0770-77-3415	

(支援制度一覧(おおい町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
障 が い 者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	いきいき福祉課	0770-77-2760
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	おおい町社会福祉協議会	0770-77-3415
ひ と り 親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	若狭健康福祉センター	0770-52-1300

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

若狭町の相談窓口等一覧

(要配慮者全般(若狭町))

窓口等	連絡先名称	電話番号
居住支援協議会窓口	建設課	0770-45-9104
登録住宅に関する窓口	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0505
公的賃貸住宅に関する窓口	建設課	0770-45-9104
福祉事務所	(旧三方町) 二州健康福祉センター	0770-22-3747
	(旧上中町) 若狭健康福祉センター	0770-52-1300
社会福祉協議会	若狭町社会福祉協議会	0770-62-9005

(要配慮者別窓口(若狭町))

	名称	電話番号	備考
低所得者	福祉課	0770-62-2703	
	(旧三方町) 二州健康福祉センター	0770-22-3747	
	(旧上中町) 若狭健康福祉センター	0770-52-1300	
高齢者	若狭町地域包括支援センター	0770-62-2702	
障がい者	福祉課	0770-62-2703	住まいに関すること
外国人	建設課	0770-45-9104	
ひとり親	福祉課	0770-62-2703	

(支援制度一覧(若狭町))

	制度名称	制度概要	連絡先名称	連絡先
低所得者	生活保護制度(Ⅱ-15)	生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助長する	福祉課 (旧三方町)	0770-62-2703
	生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金含む)(Ⅱ-16)	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題に対して、居住、就労、学習、家計改善など様々な支援を行う	二州健康福祉センター (旧上中町) 若狭健康福祉センター	0770-22-3747 0770-52-1300
高齢者	介護保険制度(Ⅱ-17)	要介護者に対して居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを提供する	福祉課 若狭町地域包括支援センター	0770-62-2703 0770-62-2702
障がい者	地域定着支援事業(Ⅱ-18)	単身等で生活する障がい者に対して、連絡体制を確保して障がいの特性による緊急事態等に支援を行う	福祉課	0770-62-2703
	日常生活自立支援事業(Ⅱ-18)	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う	若狭町社会福祉協議会	0770-62-9005
ひとり親	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に、事業開始資金や修学資金などの貸付を行う	(旧三方町) 二州健康福祉センター (旧上中町) 若狭健康福祉センター	(旧三方町) 0770-22-3747 (旧上中町) 0770-52-1300

制度の詳細については各窓口にお問い合わせください。

Ⅲ 付録編

(その他の支援団体等一覧(若狭町))

	組織名称	取組概要	電話番号	住所
障がい者	基幹相談支援センター若狭ねっと	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預りサービス等	0770-62-0025	若狭町市場 21-8-7

7. 高齢者入居施設等一覧

(1) 軽費老人ホーム

低額な料金で老人を入所させて食事その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

軽費老人ホーム（A型）

名称	所在地	電話番号
東尋坊ハイツ	坂井市三国町陣ヶ岡 35-1-8	0776-82-5822
一乗ハイツ	大野市牛ヶ原 154-1-1	0779-65-7132

軽費老人ホーム（ケアハウス）

名称	所在地	電話番号
グリーンライフ大和田	福井市大和田町 23-1	0776-52-8220
ケアハウスあさくら	福井市西新町 1-21	0776-43-2425
ケアハウス モアヤング	福井市和田中町東沖田 30-1	0776-28-3737
アーバン・ヴィラ・ロータス	福井市大手 2 丁目 3 番 1 号	0776-28-0068
ケアハウス日光	福井市日光 1 丁目 1 番 1 号	0776-28-1122
清水苑	福井市大森 7-1	0776-98-5790
ラフィナート浅水	福井市浅水三ヶ町 1-29-1	0776-39-1165
ケアハウス 藤島園	福井市高木中央 3-1701	0776-52-8200
ケアハウス九頭竜	福井市寺前町 4-14-2	0776-53-3933
ニコニコ村	あわら市井江葎 50-16	0776-78-4700
ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘 2 丁目 15-23	0776-73-7788
花しょうぶ	坂井市丸岡町安田新第 4 号 3 番地 2	0776-68-1500
スプリングヒルズ	坂井市春江町西太郎丸 21-12-1	0776-63-5585
ファミリーほのか	越前市氷坂町 46-41-2	0778-23-9889
ケアハウス日野	南越前町東大道 33-10-1	0778-47-3867
ケアハウス鯖江つつじ苑	鯖江市水落町 3 丁目 6-34	0778-53-0767
グレースフルわかたけ	鯖江市本町 2 丁目 2-17	0778-52-7400
エメラルドハウス	敦賀市中 81 号岩ヶ鼻 1-1	0770-21-6500

Ⅲ 付録編

(2) 有料老人ホーム

老人を入所させ、食事その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。(サービス付き高齢者向け住宅を含む)

有料老人ホーム

名称	所在地	電話番号
住宅型有料老人ホーム ここあん	福井市三郎丸町 26-9	0776-23-5503
ディモライワイ	福井市手寄 2丁目 1-5	0776-25-0505
リバティーハウスあさくら	福井市下六条町 18-35-1	0776-41-8400
あんしん村	福井市北四ツ居 2丁目 7-17	0776-54-2931
住宅型有料老人ホームここあん	福井市三郎丸町 26-9	0776-23-5503
うちくる福井加茂緑苑	福井市加茂緑苑町 801	076-255-0856
うちくる福井福井和田小学校	福井市和田 1丁目 20番 1	076-255-0856
ケアハイツ芦原	あわら市横垣 18-11	0776-77-3600
すいせんの家ナイトケア	坂井市丸岡町北横地 38-3-1	0776-67-7774
永喜庵	坂井市丸岡町長畝 24 字新ハツ割 6 番	0776-68-0058
吾亦紅	坂井市丸岡町羽崎 31-5	0776-67-6656
東尋坊ロイヤルハイツ	坂井市三国町陣ヶ丘 35-1-8	0776-82-5003
アプトケア・三国	坂井市三国町三国東 2丁目 9-23	0776-60-0105
竹田のさと笑楽日	坂井市丸岡町山口 59-13	0776-50-2392
たんぼぼ住宅型有料老人ホーム	大野市鋏掛 2 字砂山窪 16 番	0779-64-5030
たんぼぼ名水の里住宅型有料老人ホーム	大野市明倫町 2-25	0779-64-5356
たいよう	勝山市昭和町 1 丁目 1-28	0779-87-6550
わかば	勝山市荒土町新保 6-103	0779-64-5365
あさひけやハイツ九頭竜	勝山市旭町 3-107-2	0779-87-6305
ロイヤルほっとクラブ	越前市高木町 55-11-18	0778-29-3000
しらやま山荘	越前市黒川町 114-61-1	0778-28-1101
サンライフ小野谷	越前市蓬萊町 6-24	0778-21-1068
とまり樹	越前市瓜生町 31-1	0778-22-0055
住宅型有料法人ホームひだまり	越前市本多 1 丁目 8-4 1	0778-25-6009
雀の郷	敦賀市堂 44 号岡ノ腰 1 番 1	0770-20-1711
ポラリス	小浜市中井 9-35-1	0770-58-0077
あゆみ	小浜市大手町 8-33	0770-53-5070
賃貸住宅はな	小浜市遠敷 4-705-1	0770-56-1872
であいの郷	大飯郡高浜町小和田 64-3	0770-72-7355
有料老人ホームわらく	三方上中郡若狭町上吉田 1-25-1	0770-62-1165
以下は、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅です。		
リリーブ東郷	福井市東郷二ヶ町 27-15-3	0776-41-7766
シルバーハイツつくも苑	福井市つくも 2 丁目 5-5	0776-33-5577
福祉センターケアフル開発	福井市開発 2 丁目 226-2	0776-89-1201
県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅 江守きらめき	福井市江守中町 2-12	0776-35-0660

有料老人ホーム

名称	所在地	電話番号
ル・レーヴほのか	福井市みのり1丁目5-16	0776-34-6776
ルーチェすがや	福井市菅谷1丁目13-19	0776-25-5567
レリエフ二の宮	福井市二の宮3丁目32-21	0776-21-0755
レリエフ丸山	福井市丸山2丁目514	0776-52-5540
レリエフ三郎丸	福井市三郎丸1丁目109	0776-63-5068
レリエフ三郎丸 新館	福井市三郎丸1丁目108	0776-63-5068
リベルテ 竜郷 ー大宮ー	福井市大宮6丁目17-24	0776-22-1165
すまいる・厚生	福井市下馬3丁目2302	0776-33-6517
きずなの森 日光	福井市日光1丁目7-24	0776-23-2888
地域優良賃貸住宅（高齢者型）サンホーム一乗	福井市勝見3丁目22-4	0776-50-2678
コーピアせいめい	福井市今市町65-11-1	0776-38-6515
ケアフル開発Ⅱ	福井市開発2丁目228	0776-89-1201
ゆうあいホーム大願寺	福井市大願寺3丁目9-3	0776-43-9010
ヴィルヌーヴあさくら	福井市豊島1丁目2-13	0776-30-0750
すずらん	福井市西開発3丁目306番地	0776-52-0039
えばたの郷	福井市江端町20字1-3	0776-43-1360
華みずき	福井市種池1丁目609-2	0776-35-8733
清風の杜	福井市順化1丁目3-15	0776-22-1335
わがや	福井市宝永3丁目25番8	0776-97-8083
アーク向陽	福井市定正町1丁目1325	0776-56-4560
ロイヤルほっとクラブ福井	福井市大和田2丁目2101	0776-57-1055
千寿の森	福井市栗森2丁目2710	0776-56-1027
リールホーム福井成和	福井市成和1丁目1610	0776-43-6912
アスピカケアセンターまびい～Ma・Vie～開発	福井市開発5丁目101-1,101-2他	0776-53-7777
サービス付き高齢者向け住宅ほおずき	福井市成和2丁目908	0776-65-5722
コンフォガーデン木村	あわら市市姫3丁目24-8	0776-73-3335
サンシャインゆり	坂井市春江町本堂27-1	0776-51-8787
和みの園	坂井市丸岡町玄女18-24-1	0776-97-8753
アプトケア・三国	坂井市三国町三国東2丁目9-23	0776-60-0105
ケアホーム生喜庵	坂井市丸岡町長畝16-3-1	0776-68-0058
キラキラの里	大野市中野36-12-2	0779-66-1120
高齢者優良賃貸住宅 コーポ花山	大野市牛ケ原154-1-1	0779-65-7132
高齢者優良賃貸住宅 コーポめいりん	大野市明倫町6-19	0779-65-6511
県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅 勝山きらめき	勝山市元町2丁目5-12	0779-87-2512
高齢者向け住宅 藤の里	越前市国府2丁目8-33	0778-43-5505
高齢者向け住宅 藤の杜	越前市北府3丁目12-71	0778-25-5000
ケアフルハウス	越前市広瀬町153-12-3	0778-22-0030

有料老人ホーム

名称	所在地	電話番号
フォーユーエクセルわかたけ	越前市堀川町 9-15	0778-22-6767
越前いきいき健康館	越前市高瀬 2 丁目 4-22	0778-22-2500
ケアフルハウスしあわせ館	越前市広瀬町 153-15-2	0778-22-0030
レッツサービス付き高齢者向け住宅	越前市横根町 10-7	0778-43-5311
県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅 丹南きらめき	越前市家久町 49-4-1	0778-22-7761
県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅 鯖江きらめき	鯖江市小黒町 3 丁目 10-21	0776-52-8050
HANA (華) テラス	鯖江市三六町 2 丁目 9 1 0 番 5	0778-54-7733
ロイヤルほっとクラブ鯖江	鯖江市鳥羽町 107-70	0778-52-7720
池田町サービス付高齢者向け住宅安寿ホーム	今立郡池田町常安 21-1	0778-44-6620
敦賀ケアセンターかくだ「はるのさん」	敦賀市中 81 号岩ヶ鼻 1-13	0770-21-1177
ひばりヶ丘サービス付き高齢者住宅 悠優 (ゆうゆう)	敦賀市砂流 50-40-1 (ひばりヶ丘町)	0770-25-8008
紬(つむぎ)の家	敦賀市藤ヶ丘町 15-5	0770-25-8854
笙の里	敦賀市鉄輪町 1 丁目 2 番 55 号	0770-25-6616
サービス付き高齢者向け住宅アネックス明峰	敦賀市昭和町 2 丁目 2908 番地	0770-20-1161
あんしんマンション雲浜おあしす	小浜市雲浜 1-8-8	0770-53-5500
AYATTO	小浜市遠敷 7 丁目 301	0770-53-3028
グッとライフ	大飯郡高浜町菌部 47-4	0770-72-3103
ナーシングホームよすが	三方上中郡若狭町鳥浜 28 号 54-2	0770-32-6001

(3) 養護老人ホーム

65 才以上の者で環境上および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設です。

養護老人ホーム

名称	所在地	電話番号
一乗ふれ愛園	福井市小稲津町 1 0 2 - 3	0776 - 41 - 0131
あわら市金津雲雀ヶ丘寮	あわら市春宮 3-28-21	0776-73 - 0144
大野和光園	大野市篠座 79-11	0779-66 - 2551
太子園	越前市西谷町 15-9-1	0778-23 - 3448
第一光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1	0778-34 - 1220
第二光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1	0778-34 - 1220
萩の苑	敦賀市鉄輪町 1 丁目 2-57	0770-21 - 4545
もみじの里	小浜市東勢 11-3	0770-52 - 0084

(4) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行う施設です。

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

名 称	所 在 地	電話番号
山翠苑	福井市堅達町 24-1	0776-53-2586
新田塚ハウス	福井市江上町第 55 号 5 番地	0776-59-1800
愛全園（従来型）	福井市丸山町 40-7	0776-53-5411
愛全園（ユニット型）	福井市丸山町 40-7	0776-53-5411
あさくら苑	福井市下六条町 18-32	0776-41-8400
宝珠苑	福井市内山梨子町 2-3-1	0776-83-1373
文珠苑	福井市北山町 35-5-1	0776-41-7500
高雄苑	福井市本堂町 51-33	0776-37-0116
愛寿苑	福井市若杉町 2-601	0776-34-5100
足羽利生苑	福井市梅野町 20-7	0776-41-3121
藤島園	福井市高木中央 3-1701	0776-52-1166
悠和園	福井市免鳥町 22-74	0776-87-2161
たんぼぼ苑	福井市石盛 3 丁目 30 1 番地	0776-56-0992
あさむつ苑	福井市引目町 21-9-2	0776-38-9280
美山貴寿苑	福井市市波町 31-2	0776-96-4150
こしの渚苑(従来型)	福井市蒲生町 1-90-1	0776-89-2110
こしの渚苑（ユニット型）	福井市蒲生町 1-90-1	0776-89-2110
すみれ荘	福井市島寺町 83-1	0776-98-5550
HOME TOWN コスモス	福井市帆谷町 1-33	0776-38-1159
モアヤング こもれびホーム	福井市和田中町東沖田 30-1	0776-28-3787
特別養護老人ホーム たぶのき	福井市大願寺 3 丁目 3-6	0776-27-4140
アニス松岡	吉田郡永平寺町松岡櫛 31-7-1	0776-61-0725
永平寺ハウス	吉田郡永平寺町けやき台 813-1	0776-63-4373
ひかり苑(従来型)	吉田郡永平寺町山王 7 字 30	0776-64-3500
ひかり苑（ユニット型）	吉田郡永平寺町山王 7 字 30	0776-64-3500
あわらし金津雲雀ヶ丘寮(従来型)	あわらし市春宮 3-28-21	0776-73-0144
あわらし金津雲雀ヶ丘寮(ユニット型)	あわらし市春宮 3-28-21	0776-73-0144
芦原メロン苑（従来型）	あわらし市井江葎 50-18	0776-78-7880
白楽荘（従来型）	坂井市三国町梶 49-18	0776-82-1282
長寿園（ユニット型）	坂井市丸岡町ハケ郷 22-4	0776-66-6734
ガーデンハイツ春江（従来型）	坂井市春江町針原 48-28-1	0776-51-6233

Ⅲ 付録編

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

名 称	所 在 地	電話番号
ガーデンハイツ春江(ユニット型)	坂井市春江町針原 48-28-1	0776-51-6233
豊楽園	坂井市坂井町下関 42-4-1	0776-72-2630
福井県済生会聖和園	大野市蕨生 158-35	0779-66-3307
大野和光園(従来型)	大野市篠座 79-11	0779-66-2551
大野和光園(ユニット型)	大野市篠座 79-11	0779-66-2551
介護老人福祉施設ビハール大野	大野市牛ヶ原 154-1-1	0779-66-1850
さくら荘(従来型)	勝山市北谷町中尾 13-16	0779-83-1331
さつき苑(従来型)	勝山市片瀬 15-22	0779-87-7711
さつき苑(ユニット型)	勝山市片瀬 15-22	0779-87-7711
シルバーケア九頭竜	勝山市平泉寺町岩ヶ野第 42 号 61 番地	0779-87-3003
水仙園(従来型)	越前市萱谷町 4-9-1	0778-27-2155
第2水仙園(ユニット型)	越前市萱谷町 4-9-1	0778-27-2155
第2和上苑	越前市白崎町 34-2-1	0778-25-6400
メゾンいまだて(従来型)	越前市東樫尾町 8-38	0778-43-1800
第3和上苑	越前市高木町 12-7-1	0778-23-0700
池田町幸寿苑	今立郡池田町常安 20-5	0778-44-6110
ほのぼの苑	南条郡南越前町鑄物師 5-10-1	0778-47-2078
五岳園	鯖江市漆原町 20-8	0778-62-2220
ことぶき荘(従来型)	鯖江市大野町 3-1	0778-51-7780
ことぶき荘(ユニット型)	鯖江市大野町 3-1	0778-51-7780
エレガント・セニール・ガーデン	鯖江市吉江町 31-7-1	0778-53-2772
第三光が丘ハウス	丹生郡越前町朝日 22-7-1	0778-34-1220
シルバーハイツ宮崎	丹生郡越前町小曾原 75-35	0778-32-3838
海楽園	丹生郡越前町米ノ 46-1-1	0778-39-1800
やすらぎ荘	丹生郡越前町織田 83-24-1	0778-36-1170
常磐荘	敦賀市金山 50-19-1	0770-25-6960
溪山荘	敦賀市中 81-1-5	0770-24-2288
第2溪山荘ぼっぼ	敦賀市鉄輪町 1-2-57	0770-21-1515
眞盛苑(従来型)	敦賀市筋生野 90-3	0770-21-6161
眞盛苑(ユニット型)	敦賀市筋生野 90-3	0770-21-6161
湖岳の郷	三方郡美浜町金山 2-3-27	0770-32-2082
もみじの里	小浜市東勢 11-3	0770-52-0084
若狭ハイツ	小浜市阿納尻 59-9-1	0770-53-2940
ひまわり荘	小浜市加茂 2-52	0770-57-2120
松寿苑(従来型)	三方上中郡若狭町井ノ口 32-6-1	0770-62-0100

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

名 称	所 在 地	電話番号
松寿苑(ユニット型)	三方上中郡若狭町井ノ口 32-6-1	0770-62-0100
楊梅苑(従来型)	大飯郡おおい町野尻 28-37	0770-77-1011
高浜けいあいの里	大飯郡高浜町和田 168-22	0770-71-1022

(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

在宅での生活が困難な要介護者に対し、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行う定員 29 人以下の施設です。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム))

名称	所在地	電話番号
かわにし苑	福井市砂子坂町第 9 号 5 番地	0776-83-1055
地域密着型特別養護老人ホーム なの花	福井市加茂河原 3 丁目 1-22	0776-36-8784
六条ホームやわらぎ	福井市下六条町 217 番 4	0776-41-8600
第二ひかり苑 泉の郷	福井市今泉町 25 字 15 番 1	0776-52-1300
小規模特別養護老人ホーム 花むつ苑	福井市花堂中 1 丁目 5-6	0776-34-8762
地域密着型介護老人福祉施設 東安居苑	福井市大瀬町 23 字 101 番	0776-35-0838
松本ホームやわらぎ	福井市松本 1 丁目 2-19	0776-26-4165
第 2 藤島園そよかぜホーム	福井市河合勝見町 4-24-1	0776-55-1313
地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑	福井市柁野町 20-7	0776-41-3121
地域密着型介護老人福祉施設 あるば・あい	福井市日之出 3-16-18	0776-21-0181
地域密着型特別養護老人ホームあたご	福井市足羽 5 丁目 5 番 17 号	0776-33-7080
小規模特別養護老人ホーム 桜手苑	福井市大手 2 丁目 22-18	0776-26-7070
ユニット型特別養護老人ホーム パークスみなみ	福井市今市町 65-11-1	0776-38-8850
レインボー二の宮	福井市二の宮 2 丁目 8-2 1	0776-21-2821
ほたるの杜	福井市羽坂町 33-1-1	0776-37-0115
湯の町メロン苑	あわら市二面 42-20	0776-77-1288
芦原メロン苑(ユニット型)	あわら市井江葎 50-18	0776-78-7880
長寿の郷	坂井市丸岡町八ヶ郷 22-5	0776-67-8905
プライムハイツ春江	坂井市春江町針原 59-2	0776-51-0400
ケアセンター ゆり	坂井市春江町本堂 27-1-1	0776-51-8100
地域密着型介護老人福祉施設 湯池野	坂井市坂井町下関 42-4-2	0776-72-0100
かがやき荘	坂井市三国町陣ヶ岡 13 号 3 番	0776-82-5151
白楽荘みくに湊(ユニット型)	坂井市三国町梶 49-18	0776-82-1282
生喜庵	坂井市丸岡町長畝 16-3-1	0776-68-0058
大野和光園 和らぎの里(従来型)	大野市春日 3 丁目 1718 番地	0779-66-3011

Ⅲ 付録編

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム))

名称	所在地	電話番号
大野和光園 和らぎの里 (ユニット型)	大野市春日3丁目1718番地	0779-66-3011
ルンビニー花山 (従来型)	大野市牛ヶ原154-1-1	0779-65-0366
ルンビニー花山 (ユニット型)	大野市牛ヶ原154-1-1	0779-65-0366
森目ホーム ぶるー夢 (従来型)	大野市森目6字16-3	0779-64-5689
森目ホーム ぶるー夢 (ユニット型)	大野市森目6字16-3	0779-64-5689
まこと苑 (ユニット型)	大野市中荒井町2丁目806	0779-64-4117
まこと苑 (従来型)	大野市中荒井町2丁目806	0779-64-4117
さくら荘 (ユニット型)	勝山市北谷町中尾13-16	0779-83-1331
メゾンいまだて (ユニット型)	越前市東樫尾町8-38	0778-43-1800
こうの	南条郡南越前町河野第29号5番地62	0778-48-7000
つつじの家	鯖江市水落町3丁目6-32	0778-53-2022
きらめきの里 鯖江	鯖江市小黒長3丁目1009番	0778-53-0294
第3溪山荘あおぞら	敦賀市松島町2丁目6番35号	0770-22-8570
やはす苑	三方郡美浜町金山19-4-11	0770-32-6882
若狭東ハイツ	小浜市遠敷48号下河原10番1	0770-56-2940
五湖の郷	三方上中郡若狭町田井第24号2番地	0770-46-1212
楊梅苑 (ユニット型)	大飯郡おおい町野尻28-37	0770-77-1011

(6) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、少人数(5人~9人)の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

(認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム))

名称	所在地	電話番号
グループホーム けんとか	福井市乾徳4丁目4-18	0776-30-5100
すのうどろっぴ hope	福井市和田東1丁目2218	0776-21-1576
富永グループホーム	福井市西木田3丁目5-13	0776-36-1851
グループホームレインボー21	福井市高木中央3丁目1601番地	0776-57-2800
みどりの森グループホーム	福井市文京2丁目6-10(2F・3F)	0776-28-7253
グループホーム うらら	福井市木田1丁目3308(2F・3F)	0776-33-2555
グループホーム ゆうなぎ	福井市鮎川町91-37	0776-88-2440
グループホーム しみず	福井市竹生町32-48	0776-98-7890
幸の家	福井市免鳥町22-70	0776-86-1855
グループホーム あさくら	福井市下六条町18字37番	0776-41-8408
田園	福井市本堂町51字38番地-1	0776-37-0123
グループホーム あそうづ	福井市浅水三ヶ町1字29-2	0776-50-1165

(認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム))

名称	所在地	電話番号
グループホーム 匠	福井市灯明寺 4 丁目 1706 番地	0776-28-3232
グループホーム 宝珠の郷	福井市内山梨子町 3-46	0776-83-0800
いちご 月見の里	福井市月見 4 丁目 20-47	0776-34-5515
グループホーム ふじしま	福井市高木中央 3 丁目 1701 番地	0776-52-1166
グループホーム らくや	福井市上野本町 1-3912	0776-56-8808
グループホーム 楓	福井市大宮 4 丁目 13 番 1 号	0776-25-0042
愛全園 グループホーム	福井市丸山町 40-7	0776-53-5411
県民せいきょう岡保きらめきグループホーム	福井市曾万布町 7-18-1	0776-52-0830
グループホーム たぶのき	福井市大願寺 3 丁目 3-6	0776-27-3940
グループホーム あさむつの森	福井市引目町 21-9-2	0776-38-9280
グループホーム レインボー灯明寺	福井市灯明寺町 59-12-1	0776-23-3060
グループホーム 美山	福井市美山町 6 字 1 番	0776-90-3330
いちご 和えの里	福井市勝見 3 丁目 20-12	0776-27-0015
グループホーム 翠	福井市堅達町 24-1	0776-53-2586
グループホームあさくらの家東郷	福井市東郷二ヶ町 6-2-1	0776-41-8500
認知症対応型共同生活介護事業所 やよいの森	福井市門前町 1 丁目 120 番地	0776-34-5112
グループホーム 和	福井市若杉町 25-18-1	0776-34-5595
グループホーム あたご	福井市足羽 5 丁目 5 番 17 号	0776-33-7080
ほのかな家	福井市三郎丸 2 丁目 812 番地	0776-97-5277
グループホーム 桜手苑	福井市大手 2 丁目 22-18	0776-26-7077
二の丸苑 グループホーム	福井市大手 2 丁目 21-3	0776-26-2020
グループホーム楽ちんの家笑楽	福井市大久保町 1-61	0776-96-7080
グループホーム匠サテライト	福井市下六条町 217 番地 9	0776-43-6810
グループホーム花むつ	福井市花堂中 1 丁目 5 番 6 号	0776-34-8762
グループホーム翠Ⅱ	福井市堅達町 24-1	0776-53-2586
グループホーム りんごの木	吉田郡永平寺町松岡松ヶ原 1 丁目 308	0776-61-6060
グループホームなないろ	吉田郡永平寺町松岡薬師 1 丁目 145 番地	0776-61-7716
グループホームはないろ	吉田郡永平寺町松岡薬師 1 丁目 149 番地	0776-61-7717
ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘 2 丁目 15-23	0776-73-7788
グループホーム あわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	0776-78-7177
グループホーム とものいえ	あわら市二面 2 丁目 302 番地	0776-77-2261
県民せいきょう金津きらめきグループホーム	あわら市大溝 3 丁目 11-7	0776-73-4165
グループホーム 白楽荘みくにの里	坂井市三国町梶 49-18	0776-82-2243
あかねの里	坂井市丸岡町羽崎 31-11-3	0776-67-6581
グループホーム さかい	坂井市坂井町折戸 1-58	0776-72-3422
認知症対応型共同生活介護湯池野	坂井市坂井町下関 42 字 4 番 2	0776-72-0100
グループホーム まるおか	坂井市丸岡町八ヶ郷第 23 号 19 番地 3	0776-67-7771
グループホーム しおんの里	坂井市丸岡町安田新 4-3-1	0776-68-0007

Ⅲ 付録編

(認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム))

名称	所在地	電話番号
県民せいきょう坂井きらめきグループホーム	坂井市坂井町大味 56 号	0776-72-3903
グループホーム みやざき	坂井市三国町北本町 2-2-6	0776-82-1002
グループホーム ゆり	坂井市春江町本堂 27-1	0776-51-8100
グループホーム かがやき荘	坂井市三国町陣ヶ岡 13 号 3 番	0776-82-5151
春江ホームやわらぎ	坂井市春江町西長田 15 号 43 番 4	0776-97-6811
グループホーム けいあい	大野市牛ヶ原 154-1-1	0779-65-7132
グループホーム 一乗ハイム	大野市明倫町 6-8	0779-65-6511
グループホーム さくら日和	大野市中津川 32-33	0779-69-7339
グループホームくつろぎ	大野市中据 12-17	0779-65-1116
県民せいきょう大野きらめきグループホーム	大野市天神町 3-21	0779-66-6812
グループホーム はなみずき	勝山市立川町 1 丁目 11-24	0779-88-5600
愛の家グループホーム勝山荒土	勝山市荒土町新保 10 号 109 番地 2	0779-89-3880
愛の家グループホーム勝山野向	勝山市野向町深谷第 42 号 3 番地 2	0779-88-3511
グループホームしずく	勝山市元町 3 丁目 5-4	0779-88-2455
グループホーム 藤の園	越前市北府 3 丁目 10-21	0778-25-5001
グループホーム 藤の都	越前市北府 3 丁目 7-25	0778-25-6002
アクティブケアあいの樹	越前市小松 1 丁目 5-4	0778-21-2110
ラポールわかたけ	越前市爪生町 33-15-1	0778-25-5800
グループホーム らくらく	越前市稲寄町 12-8-5	0778-22-0055
極ほっと倶楽部	越前市高木町 111-2	0778-21-5208
認知症共同生活介護事業所ゆうゆうの家	越前市粟田部町 42-6-1	0778-43-1900
グループホームらいふ	越前市横根町 1 2-4-1	0778-43-5406
県民せいきょう丹南きらめきグループホーム	越前市家久町 49-4-1	0778-22-7760
グループホーム いけだ	今立郡池田町常安 22-5	0778-44-7760
ふれあい大地	南条郡南越前町今庄 77-11-1	0778-45-0079
こうの	南条郡南越前町河野第 29 号 5 番地 62	0778-48-7000
グループホーム さばえ	鯖江市旭町 4 丁目 9-10	0778-51-6171
グループホーム さくら園	鯖江市糺町 14-6	0778-51-1711
グループホーム つつじ	鯖江市水落町 3 丁目 6-33	0778-53-2040
グループホーム おしどり	鯖江市別司町 41-30	0778-65-3120
県民せいきょう鯖江きらめきグループホーム	鯖江市小黒町 3 丁目 10-21	0778-52-9050
エレガントセニール ルーエ	鯖江市吉江町 31-7-1	0778-53-2772
グループホームきらめきの里鯖江	鯖江市小黒長 3 丁目 1009 番	0778-53-0294
グループホーム やすらぎ	丹生郡越前町織田 83-24-1	0778-36-1170
アクティブケア宮崎	丹生郡越前町小曾原 33-34	0778-32-3777
グループホーム のどか	丹生郡越前町厨第 70 号 206 番地 4	0778-43-5938
敦賀ケアセンターかくだ「あずさ」	敦賀市新松島町 8-30	0770-22-6120

(認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム))

名称	所在地	電話番号
敦賀ケアセンターかくだ「はるか」	敦賀市昭和町 2 丁目 20-16	0770-21-4141
グループホーム つくし	敦賀市天筒町 8-55	0770-21-1331
グループホーム みつばち	敦賀市野坂 20-1	0770-20-0038
アイホーム らくらく	敦賀市結城町 13 番 24 号	0770-21-0017
グループホーム あかり苑	敦賀市高野 2 号 1 番地の 1	0770-23-7878
グループホームどりいむはうす	敦賀市長谷 36 号 3 番地の 4	0770-20-5751
グループホーム 幸	敦賀市鑄物師町 1904 番 1	0770-20-0294
グループホーム 明峰夢	敦賀市津内町 3 丁目 7-17	0770-23-3700
和の家 えがお	敦賀市公文名 1-6	0770-25-4311
グループホーム さと	敦賀市鑄物師町 12 番 16-5 号	0770-24-6701
グループホーム ひなた	敦賀市道口 63 号 13-1	0770-24-1123
グループホームまんさく	敦賀市公文名 5 2 号上良 3 番 1	0770-37-1580
グループホーム おあしす	小浜市雲浜 1 丁目 8-8	0770-53-5500
グループホーム 孫子老	小浜市遠敷 57-13	0770-56-5705
グループホーム ひまわりの郷	小浜市加茂 2-52	0770-57-2711
グループホーム 湖岳の郷	三方郡美浜町早瀬 7-31-5	0770-32-0505
認知症対応型グループホーム 五湖の郷	三方上中郡若狭町田井 24-2	0770-46-1212
グループホームなごみ	大飯郡おおい町本郷 92-51-1	0770-77-2753

8. 障害者支援施設一覧

(1) 指定障害者支援施設

主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、日中においても生活介護等のサービスを行う施設です。

(指定障害者支援施設)

名称	住所	主な対象者			電話番号
		身体	知的	精神	
九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市燈豊町 43 字才田 9 番 3	●			0776-83-0152
足羽更生園	福井市宿布町 19-46-1	●	●	●	0776-41-3120
すだちの家	福井市東大味町 9-1 5		●		0776-41-3950
福井美山荘	福井市市波町 54-2 5	●			0776-96-4115
若越ひかりの村 第一生活支援施設	福井市島寺 67-30		●		0776-98-3600
若越ひかりの村 第二生活支援施設	福井市島寺 67-30		●		0776-98-3600
若越ひかりの村 第三生活支援施設	福井市島寺 67-30		●		0776-98-3600
若越ひかりの村 第四生活支援施設	福井市島寺 67-30		●		0776-98-3600
ふくいサンホーム	福井市日之出三丁目 3 番 16 号	●	●	●	0776-23-5033
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47 号 21 番		●		0770-21-1133
障害者支援施設 やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-1	●	●	●	0770-58-0880
障害者支援施設併設障害児入所施設 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	●	●	●	0770-58-0408
障害者支援施設 第三やすらぎの郷	小浜市深谷 10-13-2	●	●	●	0770-58-0221
むつみ園	大野市篠座 16-13		●	●	0779-65-3761
障害者支援施設 希望園	大野市篠座 79-53		●	●	0779-66-1133
九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市平泉寺町岩ヶ野 42-61	●			0779-87-3003
九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市平泉寺町岩ヶ野 42-61	●			0779-87-3003
九頭竜ワークショップいずみの郷	勝山市平泉寺町岩ヶ野 42-61		●		0779-87-3003
大日園	勝山市荒土町松田 8-3 1	●	●	●	0779-89-3210
ライトワークセンター	鯖江市和田町 9 字 1-1	●	●	●	0778-62-8103
ライフトレーニングセンター	鯖江市和田町 9 字 1-1	●	●	●	0778-62-1234
金津サンホーム	あわら市花乃杜 3-2 2-1 2	●	●	●	0776-73-5033
あいの里	越前市白崎町 35-11-1		●		0778-21-0500
若越みどりの村	越前市萱谷町 2-6	●			0778-27-1560
ライトホープセンター	越前町朝日 22-3-1	●	●	●	0778-34-8000
光が丘ワークセンター	越前町朝日 22-2-2	●	●	●	0778-34-8000
障害者支援施設 ライフかすみ	坂井市丸岡町女形谷 59-1 7		●		0776-66-1272

(2) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設です。

共同生活援助（グループホーム）

名称	住所	主な対象者			電話番号
		身体	知的	精神	
ぷらむ	福井市花堂中1丁目17-4		●		0776-33-3758
あったかい	福井市文京7丁目8-23		●		0776-27-2615
みどりの森社会復帰センターこもれび	福井市今泉町2-5-1			●	0776-22-3717
クローバーハウス	福井市新保町16-3-2		●	●	0776-57-1119
おおしま	福井市大島町大島台811		●		0776-52-5575
きさらぎの里 愛	福井市殿下町16-1		●		0776-52-5575
きさらぎの里 望	福井市殿下町16-1		●		0776-36-9981
河北寮	福井市下河北町11-14	●	●	●	0776-38-5757
グループホーム若越ひかりの村	福井市島寺町83-32		●		0776-98-2633
げんきの家 オレンジハウス	福井市高木中央2丁目604	●	●	●	0776-52-8781
グループホームやすらぎの家	福井市光陽2丁目17-25	●			0776-23-5670
Palette (パレット)	福井市湊3-308		●		0776-33-3730
ぽてと	福井市福1丁目1102・1103	●	●	●	0776-33-5085
グループホームあおい	福井市開発5丁目709番地	●	●	●	0776-43-6151
グリーンハウス	福井市グリーンハイツ4丁目127		●		0776-33-8350
ハウス六条	福井市下六条町217-8			●	0776-41-2060
ハウス松本I	福井市松本1丁目15-33			●	0776-41-2060
あすわ第1	福井市和田東1丁目1603	●	●	●	0776-41-3795
あすわ第2	福井市梅野町20-5	●	●	●	0776-41-3795
あすわ第3	福井市和田東2丁目1321	●	●	●	0776-63-6789
グループホーム ジェラ	福井市大宮5丁目6-31		●	●	0776-50-2411
グループホーム わの家	福井市加茂河原3丁目9-19		●	●	0776-33-0044
ワンROOM	福井市田尻栃谷町38-36-2		●	●	0776-43-0680
合同会社まるゆう	福井市板垣2丁目404-2		●	●	0776-63-5812
グループホーム不動町	福井市西木田3丁目16-4	●	●	●	090-2376-3628
ウィードフラワー福井	福井市若杉4丁目918番地	●	●	●	0776-43-9610
グループホームぷろぐれす	福井市西板垣町507番地	●	●	●	080-9705-4035

Ⅲ 付録編

共同生活援助（グループホーム）

名称	住所	主な対象者			電話番号
		身体	知的	精神	
モストヴィレッジ和田	福井市和田東1丁目203番地	●	●	●	0776-97-8427
グループホームおーるわん	福井市江端町32-60-2	●	●	●	0776-38-7002
みんなの家 みつばち	福井市江端町1-4		●	●	0776-52-2010
グループホームこころ	福井市みのり4丁目2-19		●	●	0776-34-0321
グループホームトモニ福井	福井市豊岡1丁目1108番地2豊岡レジデンス	●	●	●	0776-50-2120
グループホーム桜ヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町5-43		●		0770-21-1133
グループホーム新和	敦賀市新和町1丁目7-2 サンブリ 工和久野Ⅱ (サテライト型住居-敦賀市白銀町 13-9 メゾン白銀302号室)		●		0770-21-1133
LIFE loppo!和久野	敦賀市和久野2号東河原17番地3	●	●	●	0770-47-6964
ワンシード・すぷらうと	敦賀市衣掛町167番地	●	●	●	0770-36-1171
つくし寮	小浜市山手2丁目2-4		●	●	0770-53-1286
グループホーム・ケアホームあおぞら2	小浜市小浜住吉80-2		●	●	0770-53-1190
グループホーム・ケアホームあおぞら1	小浜市後瀬町13-1-11	●	●	●	0770-53-1230
ホープ	小浜市深谷13-2-1	●	●	●	0770-58-0200
グループホームポルト	小浜市深谷9-11-2	●	●	●	0770-58-0018
グループホームぐるぐる	小浜市小浜津島85	●	●	●	0770-59-1202
大野福祉会グループホーム1	大野市春日2丁目9-2		●	●	0779-65-3761
大野福祉会グループホーム2	大野市篠座74-56-3		●	●	0779-65-3761
かすが	大野市有明町17-3		●	●	0779-66-7000
こぶし	大野市牛ヶ原4-117		●	●	0779-66-7000
みかわホーム	大野市美川町1-8		●	●	0779-65-0008
つきみホーム	大野市月見町2-8		●	●	0779-65-7377
あゆみ	大野市春日2丁目6-9		●	●	0779-66-1133
いずみ	大野市茜町176番地		●	●	0779-66-1133
なごみ	大野市春日94-2-1		●	●	0779-66-1133
のぞみ	大野市下裾43-1		●	●	0779-66-1133
ふるさと	大野市下裾43-26		●	●	0779-66-1133
たていし寮	勝山市元町3-7-53		●		0776-33-8350
元町の家	勝山市元町1丁目9-4	●	●	●	0779-89-3210

共同生活援助（グループホーム）

名称	住所	主な対象者			電話番号
		身体	知的	精神	
九頭竜さかえホーム	勝山市栄町1丁目3-10	●	●	●	0779-87-3003
九頭竜あさひけやホーム	勝山市旭町3丁目107番地	●	●	●	0779-87-3003
外部サービス利用型共同生活援助事業所たんぽぽ	鯖江市三六町1丁目11-7		●	●	0778-53-0023
平井グループホーム	鯖江市平井町55号2番地3	●	●	●	0778-51-2910
平井第二グループホーム	鯖江市平井町57号30番地8	●	●	●	0778-51-2910
平井第三グループホーム	鯖江市平井町55号2番地4	●	●	●	0778-51-2910
鳥羽グループホーム	鯖江市御幸町3丁目8番4号		●		0778-51-2910
いやしろち	鯖江市幸町2丁目6-22		●	●	0778-42-7842
合同会社まるゆう	鯖江市住吉町2丁目7番8号		●	●	0778-67-2244
グループホーム 第一虹の家	鯖江市水落町1丁目14-22-3		●		0778-51-2381
たつかわ寮	あわら市大溝1-21-29		●		0776-33-8350
ステップハウス	あわら市二面87-20-5		●		0776-78-6743
あおぞら	あわら市二面87-26-2		●		0776-78-6743
のぞみ	あわら市二面87-26-2		●		0776-78-6743
友歌里	あわら市大溝3-15-17		●		0776-78-6743
希陽ホーム	あわら市大溝2-25-2	●	●	●	0776-73-5203
ぴーぷるファン	越前市庄田町3-5-2		●	●	0778-23-1439
グループホーム竹	越前市下太田町21-9-12			●	0778-23-7940
グループホーム芝原	越前市芝原1丁目1-12		●	●	0778-23-7940
陽だまり	越前市白崎町34-10-1		●		0778-24-2586
HOME ほりかわ	越前市堀川町5-6	●	●	●	0778-29-3637
ハウスえちぜん	越前市家久町88-17-7			●	0778-42-5861
ひかり	越前市松森町24-15-1		●		0778-77-4812
共同生活みんなのホーム	越前市帆山町7-12-1	●	●	●	090-2129-4456
福祉サービス丹南	越前市家久町90-8-31	●	●	●	0778-25-5055
たにまちホーム	坂井市丸岡町谷目1丁目16		●	●	0776-67-3603
いぬいホーム	坂井市丸岡町本町4-17		●	●	0776-67-3603
空と海	坂井市三国町米ヶ脇1丁目4-3		●		0776-78-6743
かすみホーム	坂井市丸岡町一本田福所22-24-5		●		0776-66-1272
すだちホーム	坂井市丸岡町一本田中48-4-1		●		0776-66-1272

共同生活援助（グループホーム）

名称	住所	主な対象者			電話番号
		身体	知的	精神	
めぶきホーム	坂井市丸岡町一本田 32-7-1		●		0776-66-1272
わたなべホーム	坂井市丸岡町西瓜屋 5-9		●		0776-66-1272
つばさホーム	坂井市丸岡町一本田 32-7-2		●		0776-66-1272
まち中ホーム	坂井市丸岡町一本田 35-41		●		0776-67-5990
ハーツ丸岡ハイム	坂井市丸岡町小黒 74-10		●		0776-66-0246
グループホーム コミュニティかすみ	坂井市丸岡町女形谷 58-16		●		0776-66-1272
コスモスホーム	坂井市丸岡町女形谷 59-2		●		0776-66-1272
そよかぜホーム	坂井市丸岡町女形谷 58-8		●		0776-66-1273
ハウスまるおか	坂井市丸岡町西里丸岡第 8 番 7 番地 2			●	0776-66-2244
美咲ホーム	坂井市三国町新宿 2 丁目 2-18		●		0776-78-6743
グループホーム ジェラ三国	坂井市三国町緑ヶ丘 5-6-11		●	●	0776-81-6617
ケアホーム夢	南越前町東大道 33-12-1	●	●	●	0778-47-3270
とらいと	越前町朝日 1-505	●	●	●	0778-62-1234
カメラリアハウス美浜	美浜町木野 23-2-5	●	●	●	0770-62-2157
しいの実ハウス	おおい町名田庄中 29-10-13		●		0770-67-3677
おおとば寮	若狭町大鳥羽 16-50		●		0776-33-8350
ケアホーム五湖の郷	若狭町田井 24-2	●	●		0770-46-1212
わかさ寮	若狭町下夕中 11-27-1		●		0770-62-2550
メゾン・ド・ひまわり	若狭町熊川 22-2-1	●	●	●	0770-62-2157

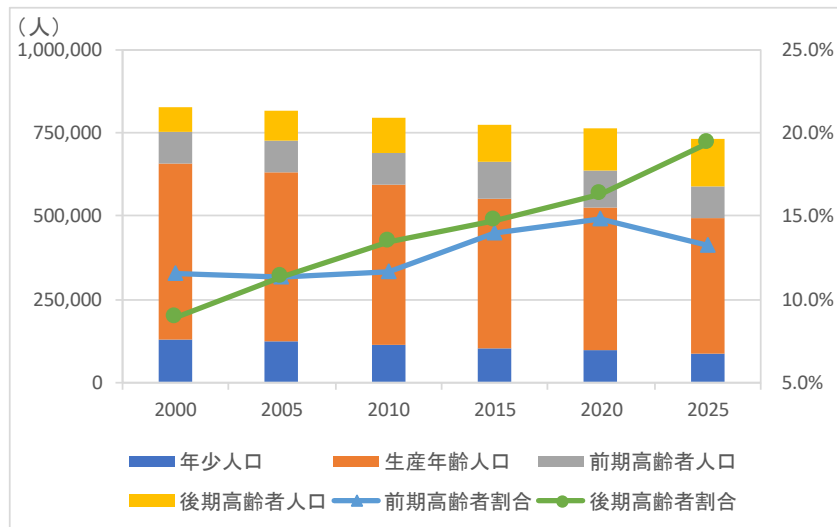
9. 基礎データ

(1) 統計資料

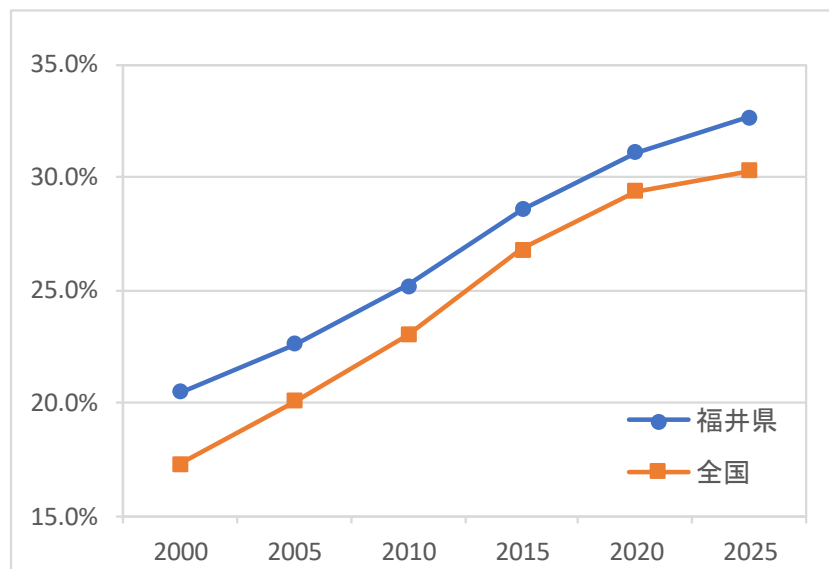
① 高齢者

高齢者の人口は増加が続いており、2020年には234,933人となっています。また、高齢化率は30.6%となっており、全国平均（28.6%）より高齢化が進んでいます。

(福井県の人口推移)



(高齢化率の推移)

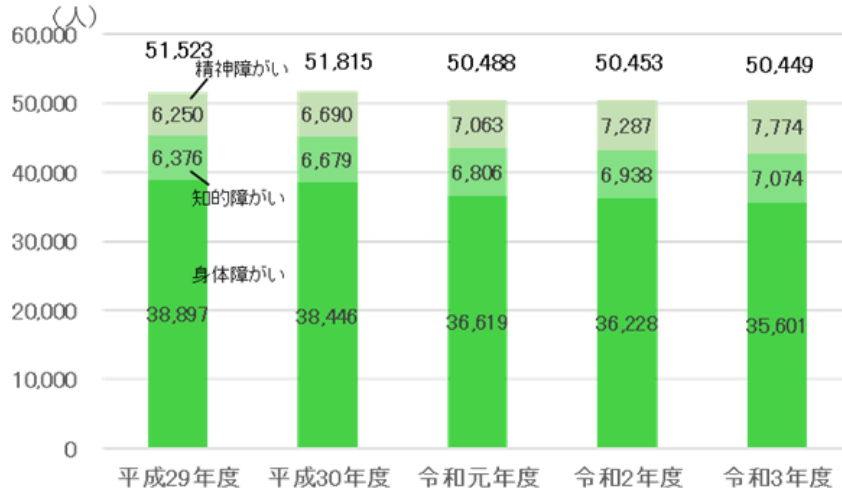


資料：福井県老人福祉計画

②障がい者

障害者手帳の所持者は平成29年度末と比べて、若干の減少傾向にあり、令和3年度には、身体、知的、精神の3障がい合計で50,449人となっています。

(3障がいの手帳所持者の推移)



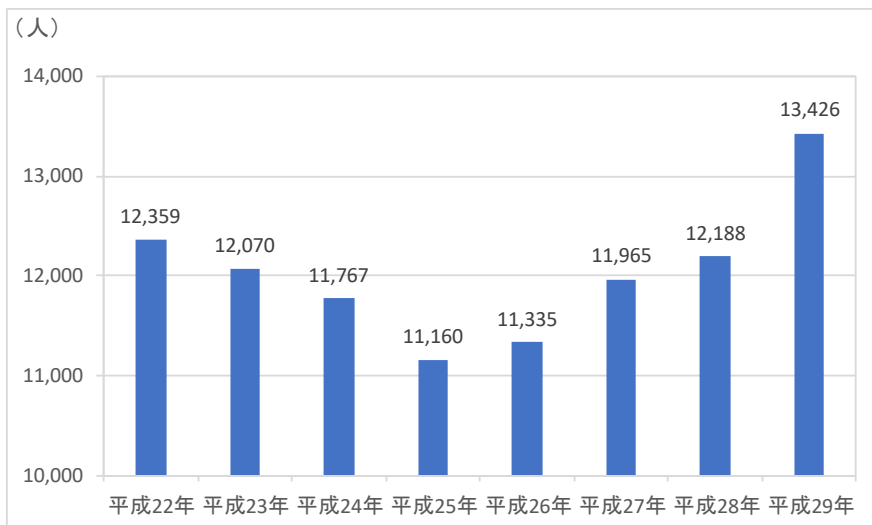
資料：福井県障がい者福祉計画

③外国人

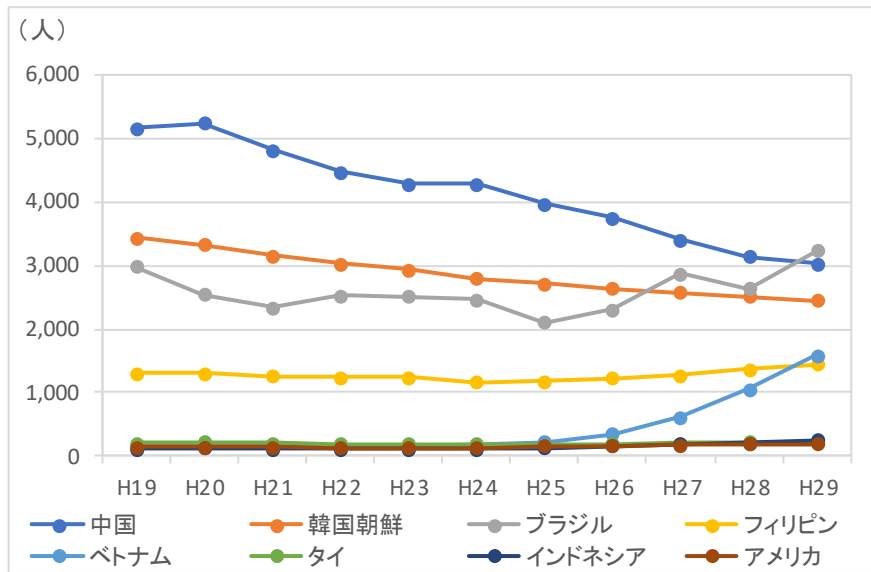
福井県では、リーマンショック後に外国人数は一度減少しましたが、その後再度増加し、令和3年には15,284人となっています。平成25年と比べると約4千人増加しています。

近年では、ベトナム国籍の方が大幅に増加しています。

(福井県の在住外国人の推移 (毎年12月末現在))



(福井県の国籍別在住外国人の推移)



④ひとり親

ひとり親世帯は平成24年以降、世帯数、世帯割合ともほぼ横ばいになっており、令和元年には6,842世帯（推計）となっています。

ひとり親世帯数の推移	平成19年	平成24年	平成29年
母子世帯	6,412世帯	6,835世帯	6,912世帯
父子世帯	378世帯	568世帯	608世帯
合計 (A)	6,790世帯	7,403世帯	7,520世帯
全世帯数 (B)	272,058世帯	277,219世帯	281,955世帯
世帯割合 (A/B)	2.50%	2.67%	2.67%

資料：福井県ひとり親家庭自立支援計画

(2) 不動産事業者へのアンケート

福井県居住支援協議会では平成 30 年度に県下の不動産事業者に対するアンケート調査を実施しました。(賃貸住宅の仲介・管理を行う事業者 29 社から回答)

その結果、賃貸住宅の仲介に関する実態として、要配慮者であることを理由とした入居拒否が起きていることがわかりました。


また、今後の受け入れに関する意向を確認したところ、入居を断られる可能性のある物件の比率は高齢者や障がい者、外国人のみの世帯で高い傾向にあります。

要配慮者を積極的に受け入れたいとは思わない理由は、要配慮者の属性によって異なります。(高齢者では死亡後の原状回復や残地物処分、外国人では住居の使用方法に対する不安など)

10. 住宅セーフティネット制度に関するQ&A

(1) 登録の手続き

○登録の申請

Q	登録住宅の申請はどのように行えばよいですか。
A	<p>登録の申請については、国の登録システムから直接都道府県等に申請することが可能です。登録をされると、国のHPに掲載され、広く周知されます。</p> <div style="text-align: right;"></div> <p><登録にあたっての基準></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各住戸の床面積が原則 25 m²以上であること ・耐震性を有すること ・台所、便所、収納、浴室等を備えていること ・消防法や建築基準法に違反しないものであること ・家賃が近傍同種の額相当であること </div> <p>また、登録住宅のうち入居者を要配慮者に限定した場合は、下記の支援制度を活用することが可能です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事費の支援 ・改修工事費に対する融資 ・入居者の家賃低廉化に係る支援 ・入居者の家賃債務保証料の低廉化に対する支援 </div> <p>支援制度の有無や要件等については、福井県土木部建築住宅課にお問い合わせ下さい。</p>

(2) 要配慮者について

○高齢者

Q	何歳以上の方が高齢者として要配慮者に該当しますか。
A	<p>高齢者については、児童等とは異なり、同じ年齢であっても心身の状態をはじめとして相当の個人差があります。したがって、一律に年齢で区分することは難しいため、高齢者の定義では年齢について得に定められていません。</p> <p>ただし、高齢者を拒まないこととする個別の登録住宅については、登録の際に対象となる高齢者の年齢の下限を設けることとしています。</p>

(3) 対応について

○連帯保証人の有無等による入居拒否

Q	登録住宅の賃貸人が入居を拒まないとした要配慮者について、連帯保証人がいないこと、家賃債務保証を引き受けてもらえないこと等を理由として入居を拒むことは遵守義務違反になりますか。
A	登録住宅は要配慮者であることを理由として、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅なので、連帯保証人が確保できない、家賃債務保証を引き受けてもらえない場合等の理由で入居を拒むことは遵守義務違反にはなりません。

○要配慮者を理由とした入居拒否

Q	例えば低額所得者を拒まないこととした登録住宅に低所得者である子育て世帯が入居を希望した場合、子育て世帯であることを理由に入居を拒むことは遵守義務違反になりますか。
A	今回の制度では、賃貸人が定めた要配慮者の範囲以外の要配慮者であることを理由として入居を拒むことは遵守義務違反にはなりません。 質問のケースの場合、賃貸人が低額所得者であり家賃滞納の恐れがあるので、入居を拒否する」とした場合には違反となりますが、「子どもの騒音により他の入居者に迷惑をかける危険があるので入居を拒否する」とした場合には違反とはなりません。